

（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画 （素案）

門真市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画期間	6
4	計画策定体制	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	門真市の人口動態等の現状	10
2	教育・保育の利用状況	16
3	門真市第5次総合計画等から見える現状と課題	21
4	二一ズ調査結果等	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	42
2	基本的な視点	43
3	基本目標	44
4	重点施策	45
5	施策の体系	46

第4章 施策の展開

基本目標1	一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	48
基本施策1	幼児期の教育・保育の提供	48
基本施策2	幼・保・小の連携	50
基本施策3	子どもの教育環境の充実	51
基本施策4	放課後の子どもの居場所づくり	53
基本施策5	障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援	54
基本施策6	子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり	56
基本目標2	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	58
基本施策1	多様な子育て支援サービスの環境整備	58
基本施策2	母子保健・医療の充実	60
基本施策3	子育ての悩みや不安への対応	62
基本施策4	子育て家庭への経済的支援	64
基本施策5	ひとり親家庭の自立支援の推進	65
基本施策6	仕事と子育ての両立のための環境整備	66
基本施策7	産休・育休復帰を円滑利用するための環境整備	67
基本目標3	子育て家庭を地域の人々で支える環境づくり	68
基本施策1	子どもの安全を地域で見守るまちづくり	68
基本施策2	児童虐待への対応	69
基本施策3	地域で支える子育て支援	70

第5章 量の見込みと確保方策

1	区域の設定	74
2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	77
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	86

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	102
2	国・府等との連携	103

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、子育てを行っている保護者を支えるため、保育サービスのほか、仕事と子育ての両立支援、在宅の子育て家庭に対する支援などに取り組んできました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決し、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子ども・親・地域の間につながり、あらゆる取り組みを通じて、子どもが安心して育まれるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていく必要があります。

こうしたことから、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることを目指した子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、本市では、「次世代育成支援行動計画」を踏襲したうえで、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画策定の趣旨

(1) 法的な位置づけ

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連 3 法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとしています。

この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備を目的に策定するものです。

また、この計画は「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として策定するとともに、母子保健法に基づく「市町村母子保健計画」として位置づけます。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

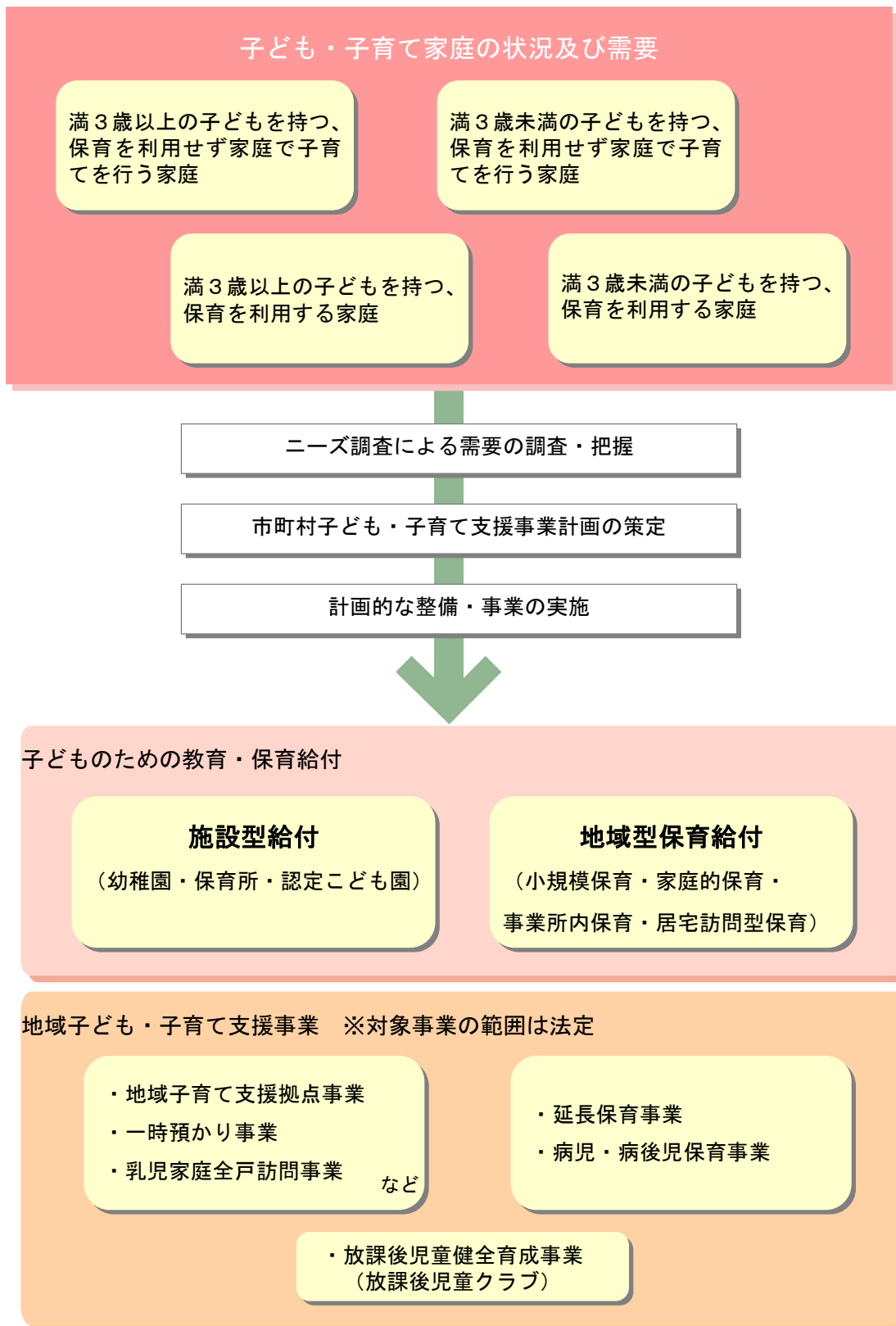
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などにより計画的に、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

【 新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ 】

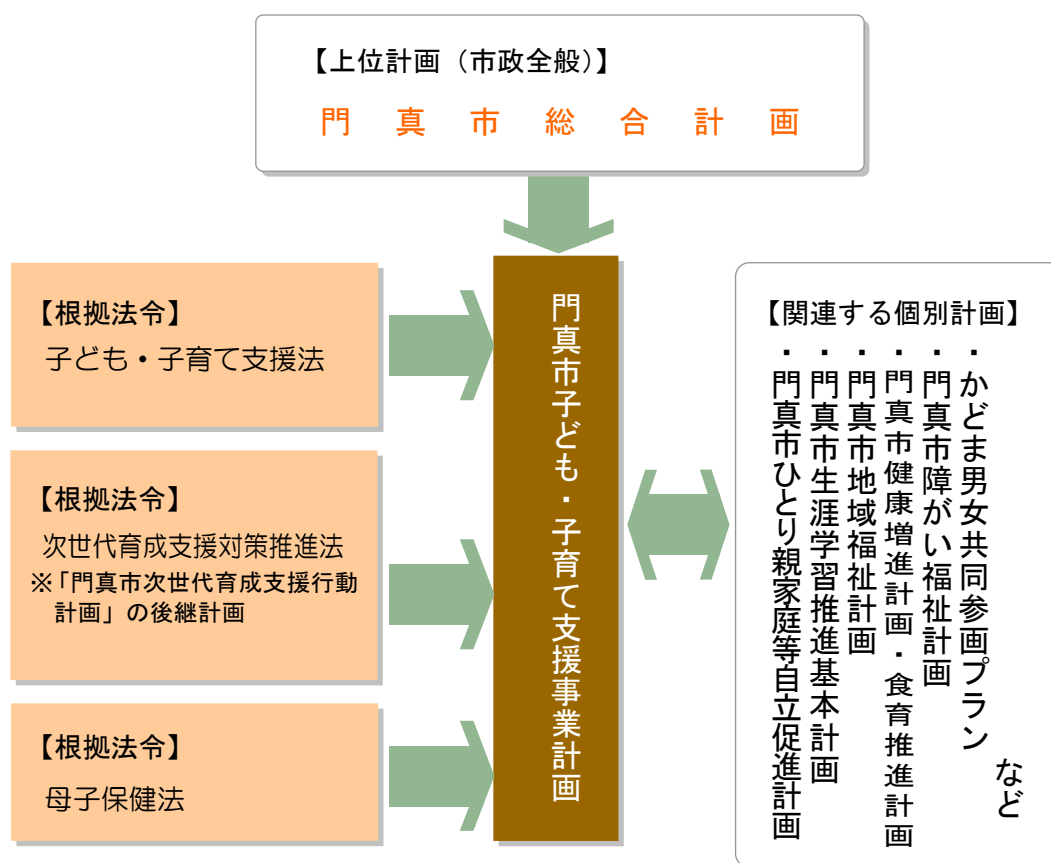


(2) 次世代育成支援対策推進行動計画及び関連計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。そこで、「門真市次世代育成支援対策推進行動計画（平成17～26年度）」について、現状と課題を整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

また、関連する門真市地域福祉計画、門真市健康増進計画・食育推進計画、門真市障がい福祉計画、かどま男女共同参画プラン、門真市生涯学習推進基本計画などの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



(3) 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

また、計画の対象となる子どもの年齢は0歳から18歳までです。

3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					

4 計画策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住する就学前児童の保護者 1,500 人、小学生の保護者 1,500 人、中学生・高校生 750 人を対象として、「門真市次世代育成支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

○実施期間…平成 25 年 10 月 25 日（金）から平成 25 年 11 月 18 日（月）まで

○配布数…就学前児童 1,500 通、小学生 1,500 通、中学生・高校生 750 通

○回収数…就学前児童 723 通（回収率 48.2%）、小学生 725 通（回収率 48.3%）、
中学生・高校生 254 通（回収率 33.9%）

(2) 「門真市子ども・子育て会議」の設置

この計画には子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「門真市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

○実施期間…平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで

○素案閱覽場所…○○○○、○○○○、○○○○・・・

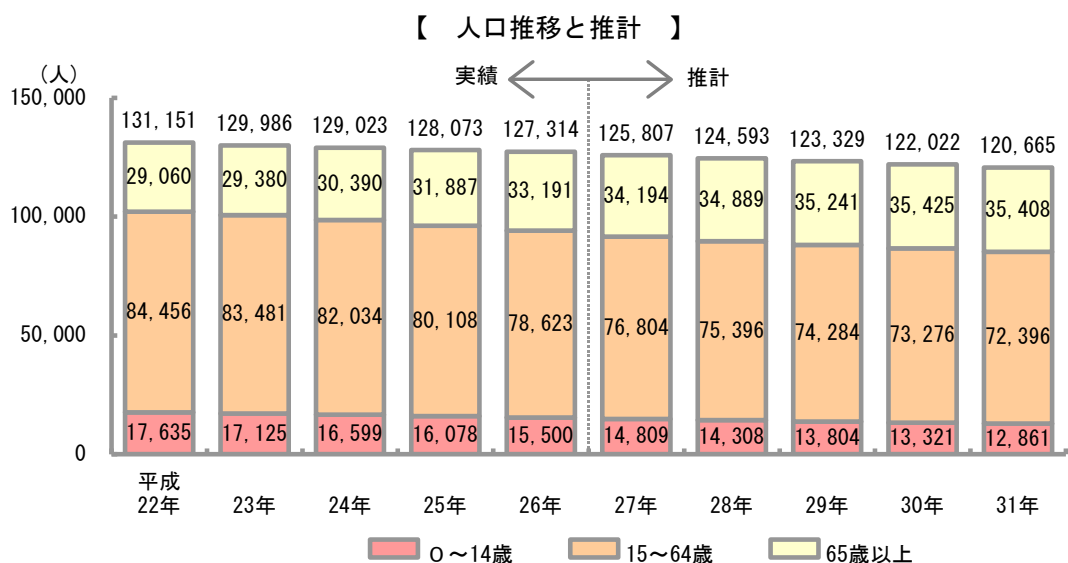
○意見数…○件（○名）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

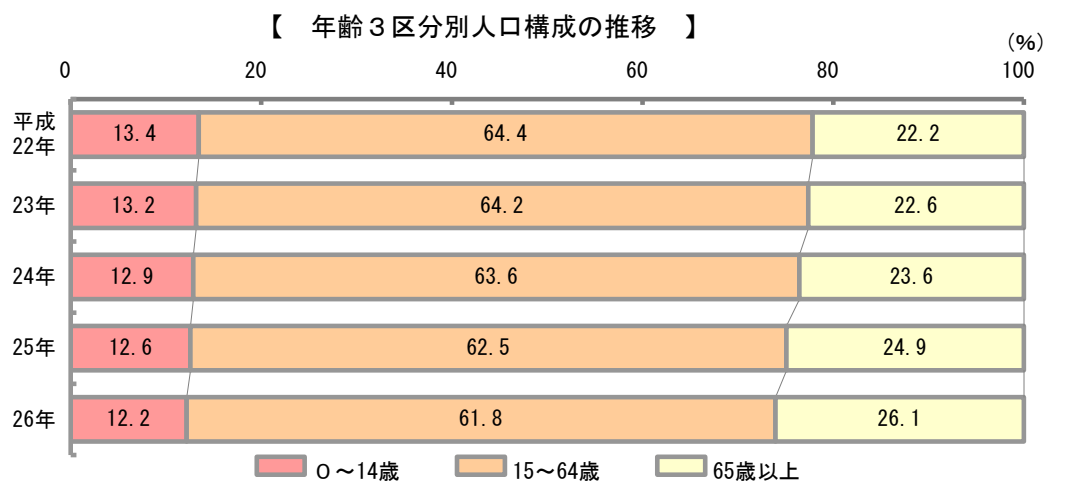
1 門真市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

門真市の人口推移をみると、平成23年以降、毎年約1,000人ずつ減少しており、平成26年には127,314人となっています。今後の人口推計をみても、減少傾向は続く予想され、平成31年には、平成26年よりも6,649人少ない120,665人と推計されています。また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は平成23年以降毎年増加しており、急激な高齢化が進んでいることがうかがえます。



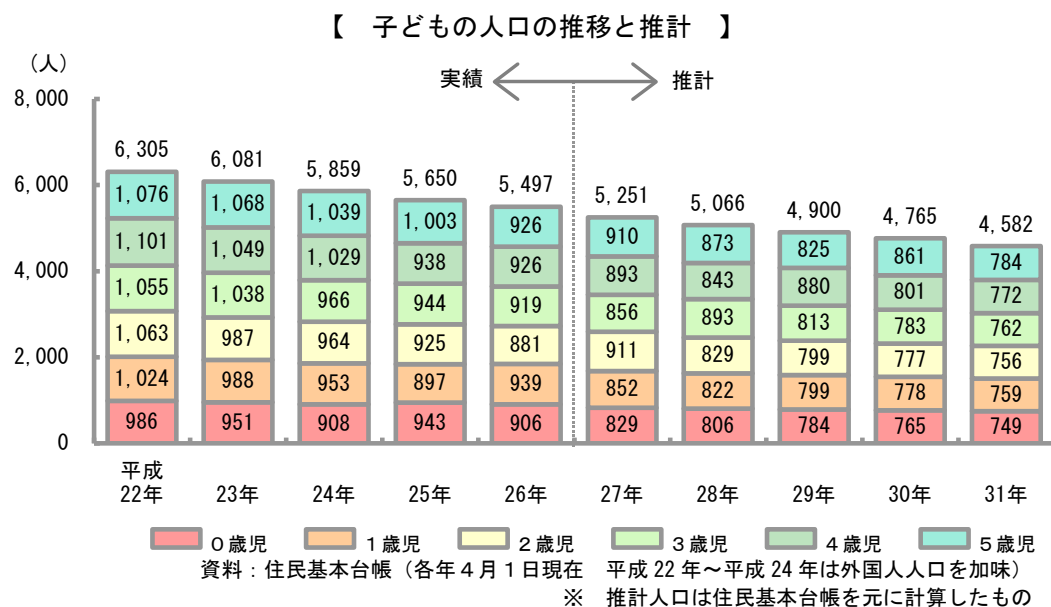
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22年～平成24年は外国人人口を加味）
 ※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22年～平成24年は外国人人口を加味）

(2) 子どもの人口推移と推計

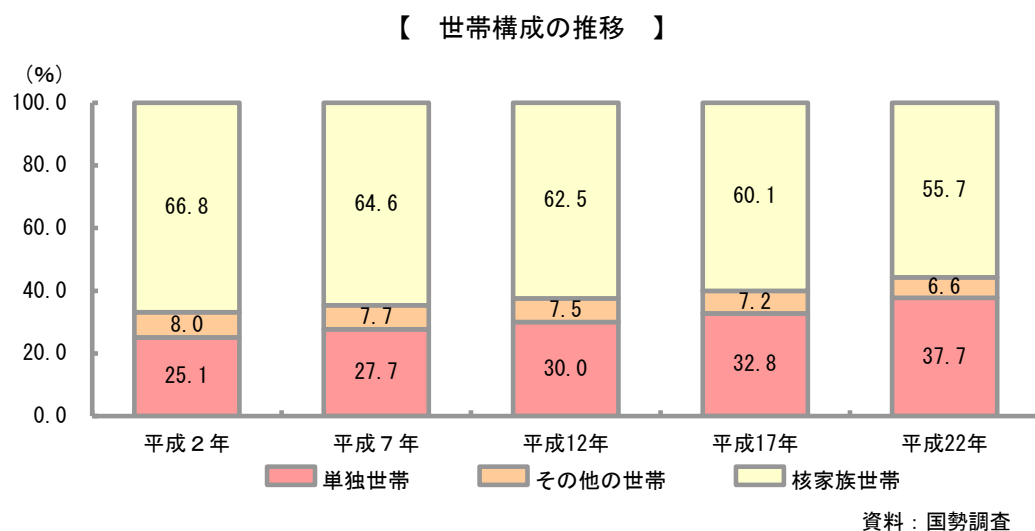
門真市の子ども人口推移をみると、0歳から5歳までの子ども人口は減少しており、平成26年4月1日現在で5,497人と、平成22年に比べ808人減少しています。また、人口推計では平成27年以降も減少が続くとされ、平成31年には、平成26年よりも915人少ない4,582人とされています。



(3) 世帯構成の状況

① 世帯構成の推移

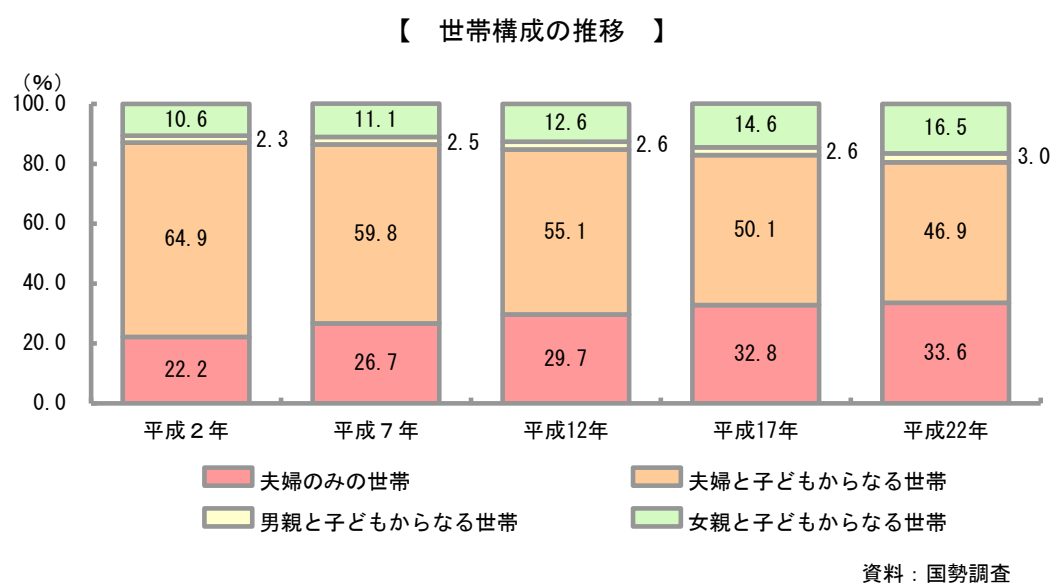
門真市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高い状態が継続していますが、その割合は減少しつつあります。対して、単独世帯の割合は増加しています。



② 核家族の内訳の推移

核家族の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の割合が増加しており、平成17年以降は3割を超えています。

また、子どものいる世帯でも、女親と子どもからなる世帯（母子世帯）、男親と子どもからなる世帯（父子世帯）の割合が増加しており、ひとり親世帯は平成22年には約2割となっています。

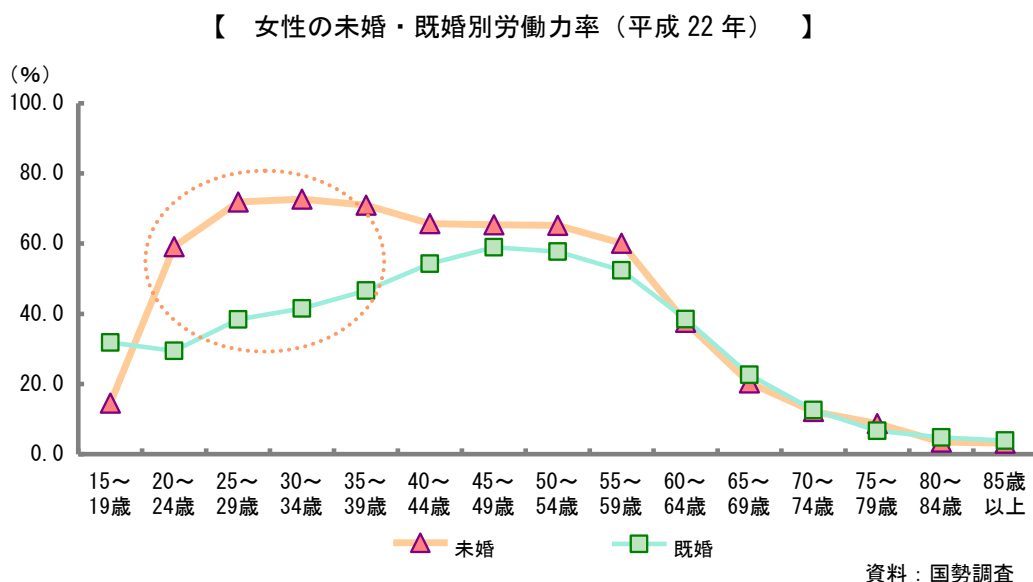
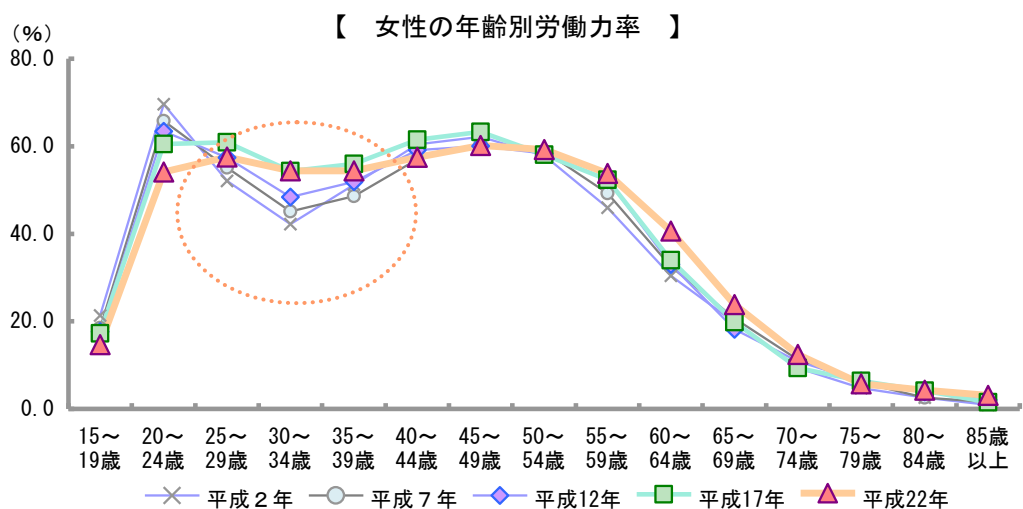


(4) 女性の労働状況

① 女性の労働力率

門真市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

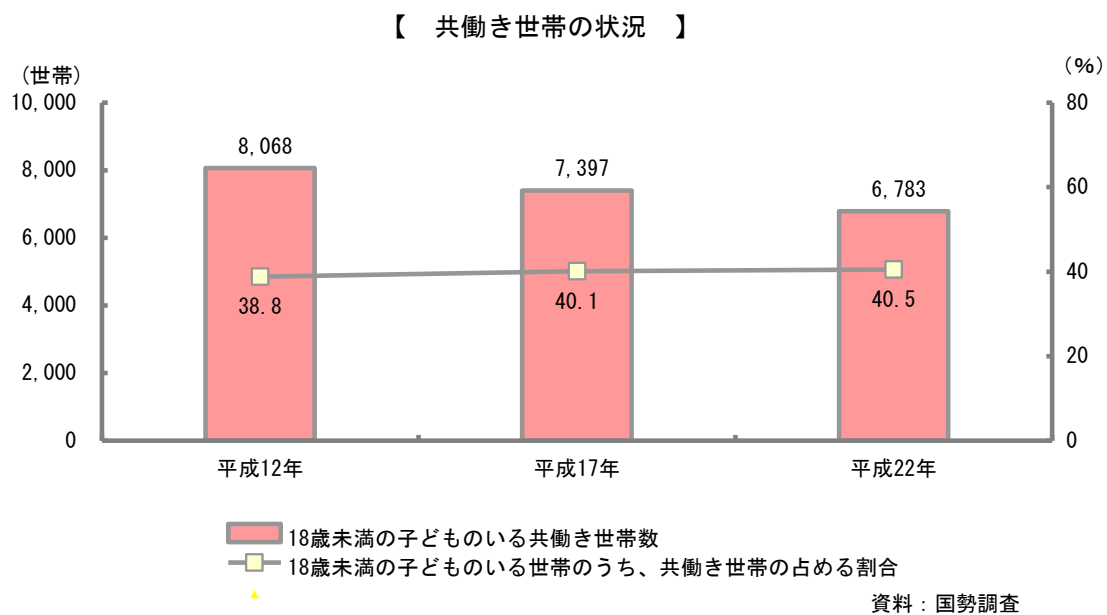
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代から30代においてが既婚女性と未婚女性の労働力率の差が大きくなっています。



② 共働き世帯の状況

門真市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、平成12年以降減少しており、平成22年で6,783世帯となっています。

子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、微増傾向にあり、平成22年では40.5%となっています。

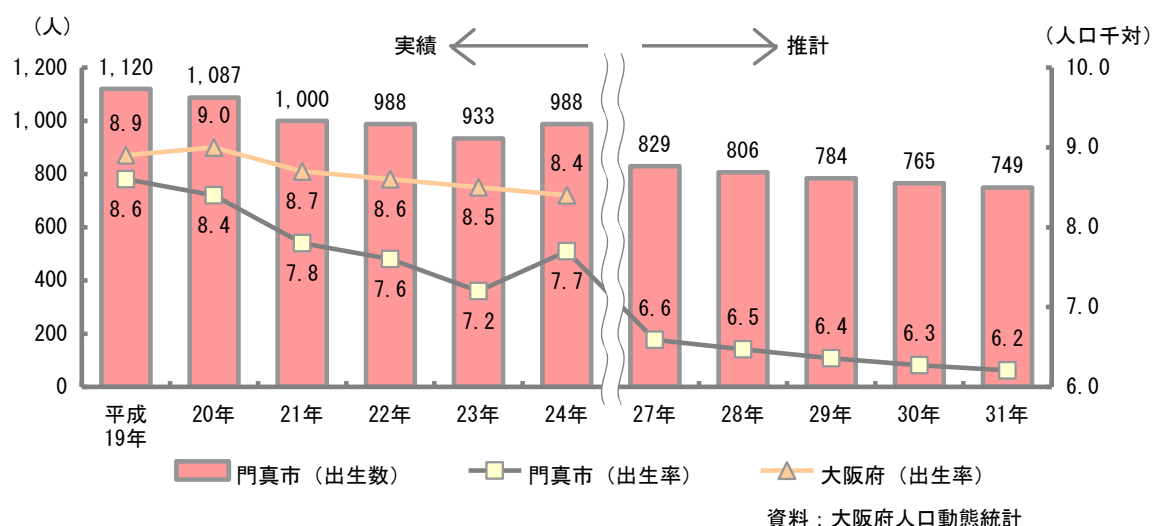


(5) 出生の動向

門真市の出生数の推移をみると、出生数は平成23年まで減少傾向にあったものの、平成24年には増加に転じ、988人となっています。しかし、晩婚化や世帯構造の変化などから将来的には出生数はさらに減少していくことが見込まれます。

出生率は、平成21年以降8.0未満で推移しており、また、府の出生率を下回って推移しています。

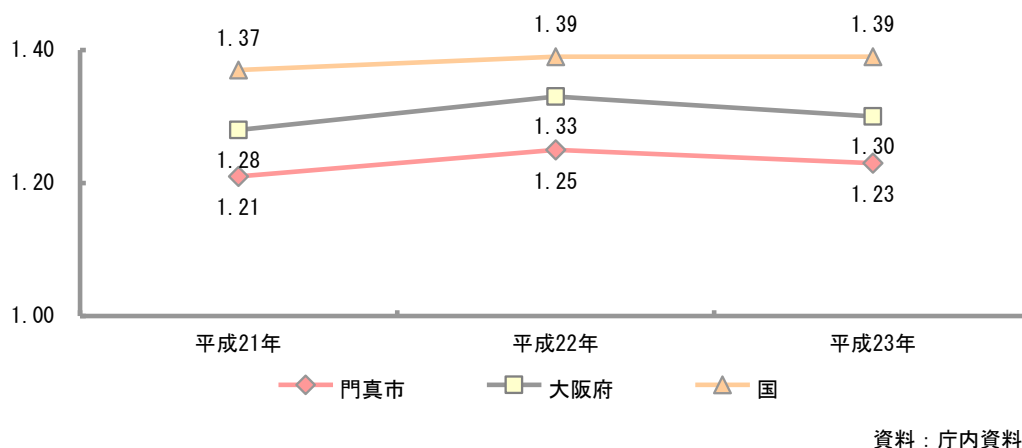
【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

門真市の合計特殊出生率の推移をみると、すべての年で国や大阪府に比べて低い水準で推移しています。

【 合計特殊出生率の推移 】



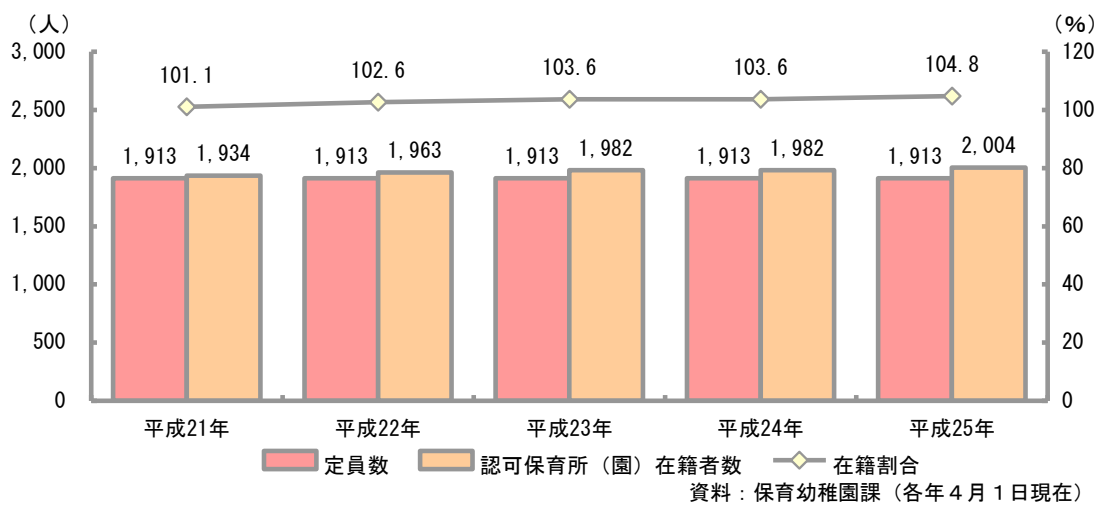
2 教育・保育の利用状況

(1) 保育所・幼稚園在籍状況

① 保育所の在籍状況

保育所の在籍状況をみると、平成 21 年以降、在籍割合が 100%を超える（在籍者数が定員数を上回る）状況が続いています。また、在籍割合は年々上昇する傾向がみられます。

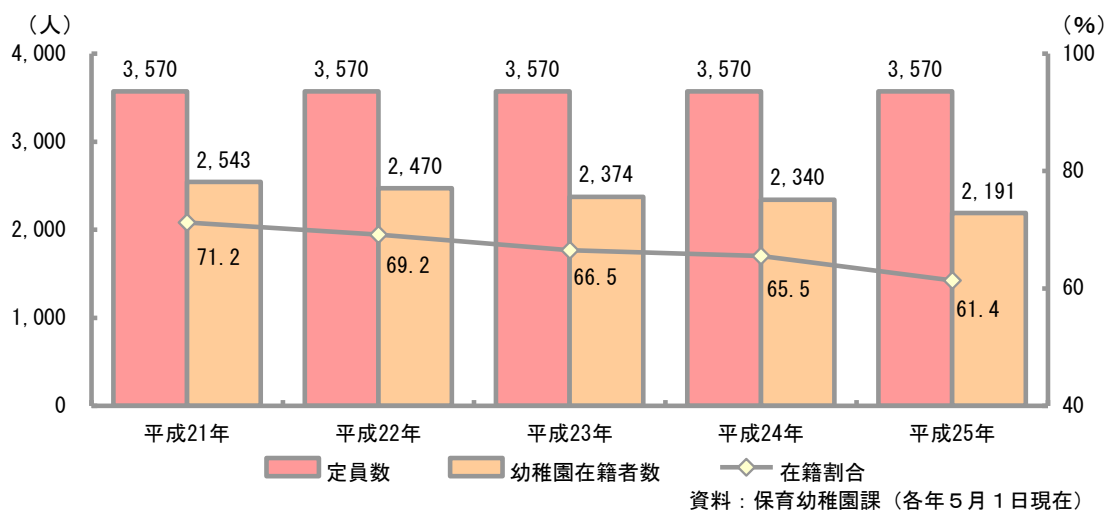
【 保育所在籍状況 】



② 幼稚園の在籍状況

幼稚園の在籍者数は減少傾向にあり、平成 25 年には 2,191 人と、平成 21 年に比べて 352 人減少しています。また、在籍割合も年々減少し、平成 25 年には 61.4%と、平成 21 年に比べ約 10 ポイント減少しています。

【 幼稚園在籍状況 】



② ファミリー・サポート・センターの実施状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、年々増加しています。

また、会員のうち、依頼会員（児童の預かり等の援助を受けることを希望する者）と協力会員（援助を行うことを希望する者）は増加していますが、両方会員は微減傾向となっています。

【 会員数 】

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 度 末 会 員 数	259	266	301	319	349
依 頼 会 員 数	146	156	179	187	211
協 力 会 員 数	92	96	108	115	118
両 方 会 員 数	21	14	14	17	20

資料：子育て支援課

【 活動状況（年間のべ利用件数） 】

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所・幼稚園の登園前の 自宅へのお迎え	36	75	8	3	7
保育所・幼稚園の登園前の預かり	0	0	12	33	0
保育所・幼稚園の送り	29	90	34	45	77
保育所・幼稚園の迎え	59	123	151	111	252
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	18	31	76	69	122
学童の放課後の預かり	0	0	0	0	1
放課後児童クラブの送り	0	0	0	0	7
放課後児童クラブの迎え	0	45	332	421	427
放課後児童クラブ開始前の預かり	0	0	0	0	1
放課後児童クラブ終了後の預かり	1	14	298	406	214
子どもの習い事等の場合の援助	0	35	57	15	94
保育所・学校等休み時の援助	0	0	0	0	2
保育所等施設入所前の援助	0	0	0	0	0
保護者等の短時間・臨時的就労の 場合の援助	8	5	4	30	63
保護者等の求職活動中の援助	1	5	1	2	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、 他の子どもの学校行事の場合の援助	1	3	1	0	0
保護者等の外出の場合の援助	10	6	8	11	11
保護者等の病気、その他急用の 場合の援助	12	11	1	4	0
預かり前の自宅へのお迎え	0	5	2	0	0
預り後の自宅への送り	0	0	0	0	0
合計	175	448	985	1,150	1,278

資料：子育て支援課

③ 保育所での一時預かり事業の実施状況

現在、市内の民間保育所8園において一時預かり事業を実施しています。

【 実施施設数 】

単位：園

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 施 施 設 数	5	5	8	8	8	8

資料：保育幼稚園課

※ 地域密着型は未実施

④ 延長保育事業の実施状況

現在、市内の保育所全 16 園において延長保育事業を実施しています。

【 実施施設数 】

単位：園

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 施 施 設 数	16	16	16	16	16	16

資料：保育幼稚園課

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る事業として放課後児童クラブがあります。また、類似事業として、市内8小学校でまなび舎K i d s（毎週水曜日）と全小学校でかどま土曜自学自習室サタスタ（毎週土曜日）を実施しています。

放課後児童クラブは、児童数が年々減少しているのに対し、登録数は年々増加しています。

【 放課後児童クラブの登録児童数 】

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 数	7, 142	6, 777	6, 472	6, 317
登 録 数	1, 260	1, 288	1, 295	1, 342

資料：学校教育課、子育て支援課（各年5月1日現在）

■ 類似事業

【 まなび舎K i d s 登録数 】

単位：人

施設名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 数	153	155	201	200	332

資料：生涯学習課

【 かどま土曜自学自習室サタスタ登録数 】

単位：人

施設名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 数	622	656	557	536	504

資料：生涯学習課

3 門真市第5次総合計画等から見える現状と課題

(1) 門真市第5次総合計画に掲げる現状と課題

門真市第5次総合計画においては、本市の子ども・子育てに関する現状・課題について、以下の内容が掲げられています。

- 女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育て環境が変化しています
- 就労を希望する母親の増加に伴い、それを支える保育サービスなどの子育て支援環境の充実が求められています
- 安心して産み育てることができるよう、子育て世帯への経済的な支援や妊娠期を含めた子育て期間中の母子の健康づくりを支援することが求められています

【 門真市第5次総合計画の体系図 】

【基本理念】

元気 人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち
人 みんなが活躍しているまち
まち 未来の発展につながるまち

【わがまち門真がめざす将来の姿】

人・まち“元気”体感都市 門真

【まちづくりの基本目標】

- 1 みんなの協働でつくる地域力のあるまち
- 2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち
- 3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち
- 4 いきいきと人が輝く文化薫るまち
- 5 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち
- 6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

【基本計画各論】

- 1 みんなの協働でつくる地域力のあるまち
- 2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち
・安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくりまします
・心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくりまします
- 3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち
- 4 いきいきと人が輝く文化薫るまち
- 5 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち
- 6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

(2) 門真市次世代育成支援行動計画の中間評価から見える現状と課題 ●●●●●●●●

次世代育成支援行動計画では、国が報告事項として設定した、保育サービス等の事業について目標事業量を掲げて、サービスの充実に取り組んできました。

目標事業量に対する実績は、次のとおりです。

【 次世代育成支援行動計画の主な事業の実績 】

	事業名		策定時 (平成22年3月)	目標事業量 (平成26年度)	平成 22年度末	平成 23年度末	平成 24年度末	平成 25年度末
1	通常保育事業 (人)	3歳未満	1,913人	760人	1,913人	1,913人	1,913人	1,913人
		3歳以上		1,170人				
2	延長保育事業(か所)		16か所	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
3	夜間保育事業(か所)		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
4	休日保育事業(か所、人)		2か所 (12人)	2か所 (24人)	2か所 (12人)	2か所 (12人)	2か所 (12人)	2か所 (12人)
5	一時預かり事業 (か所、日数)		5か所	8か所 (12,480日)	8か所 (※8,950日)	8か所 (※8,407日)	8か所 (※9,189日)	8か所 (※8,494日)
6	特定保育事業(か所)		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
7	病児・病後児保育事業 (か所、日数)		0か所	1か所 (780日)	0か所	1か所 (※215日)	1か所 (※467日)	1か所 (※659日)
8	トワイライトステイ事業 (か所)		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
9	ショートステイ事業(か所)		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (か所、人)		15か所 (1,200人、 30クラブ)	14か所 (1,280人、 32クラブ)	15か所 (1,200人、 30クラブ)	14か所 (1,280人、 32クラブ)	14か所 (1,280人、 32クラブ)	14か所 (1,280人、 32クラブ)
11	ファミリー・サポート・ センター事業(か所)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
12	地域子育て支援 拠点事業 (センター型、ひ ろば型、児童館型) (か所)	センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		ひろば型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		市単独 (保育所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(注1) 記載している人数は、定員数を記載しています。

(注2) ※印の数値については、年間のべ利用日数を記載しています。

また、次世代育成支援行動計画の基本施策に基づくこれまでの取組内容やその評価から見る課題としては、以下の項目があげられます。

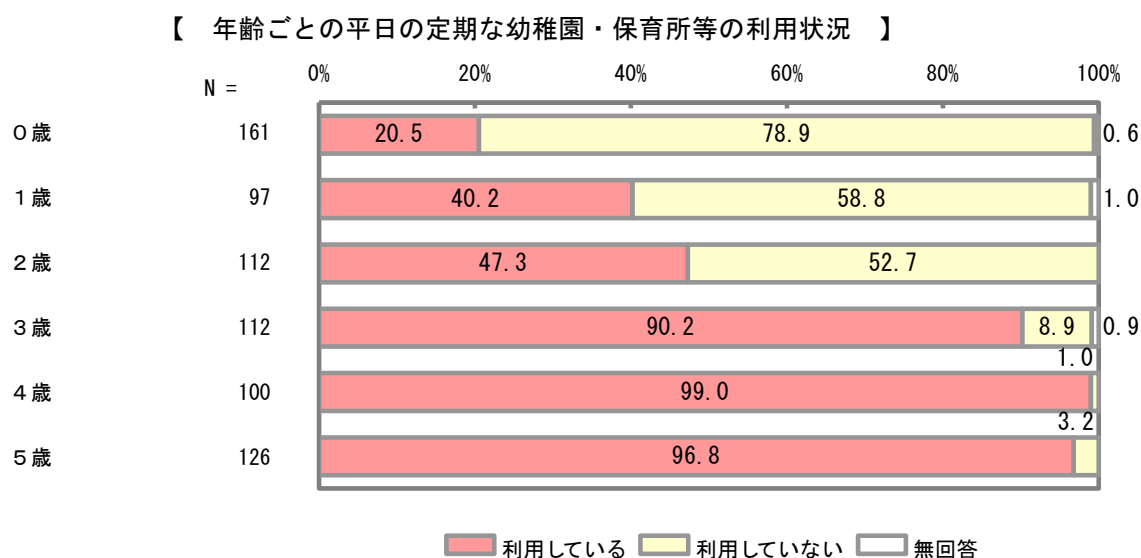
	基本施策	取組内容から見る課題
1	子育て支援サービス	・ 子育て支援サービスの周知 ・ 多様なニーズに合わせた保育提供策・提供量の検討 ・ 就学により途切れない子どもの預かり体制の整備 ・ 経済的支援の充実
2	保健・医療体制	・ 母子保健の充実 ・ リスクを抱える妊婦への支援体制の整備
3	子どもの教育環境	・ 幼児期からの生きる力を育む教育の充実 ・ 家庭、地域、学校が一体となった教育環境づくり
4	子育てを支援する生活環境	・ 子どもとともに定住できるまちづくり ・ 子どもの安全を確保するまちづくり
5	仕事と生活の調和	・ ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発 ・ 女性の社会進出を支援する環境整備
6	子ども等の安全の確保	・ 大人も含めた交通安全意識の向上 ・ 地域ぐるみの防犯に向けた環境づくり
7	援助の必要な家庭への支援	・ 増加する児童虐待を防止するための連携体制強化 ・ ひとり親家庭の自立を促す関係機関との連携強化 ・ 障がい児が身近な地域で支援を受けることのできる体制づくり
8	地域で支える子育て支援	・ 自主的な地域子育て活動の促進 ・ 世代間交流のための場や機会の充実

4 ニーズ調査結果等

(1) 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

① 平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況

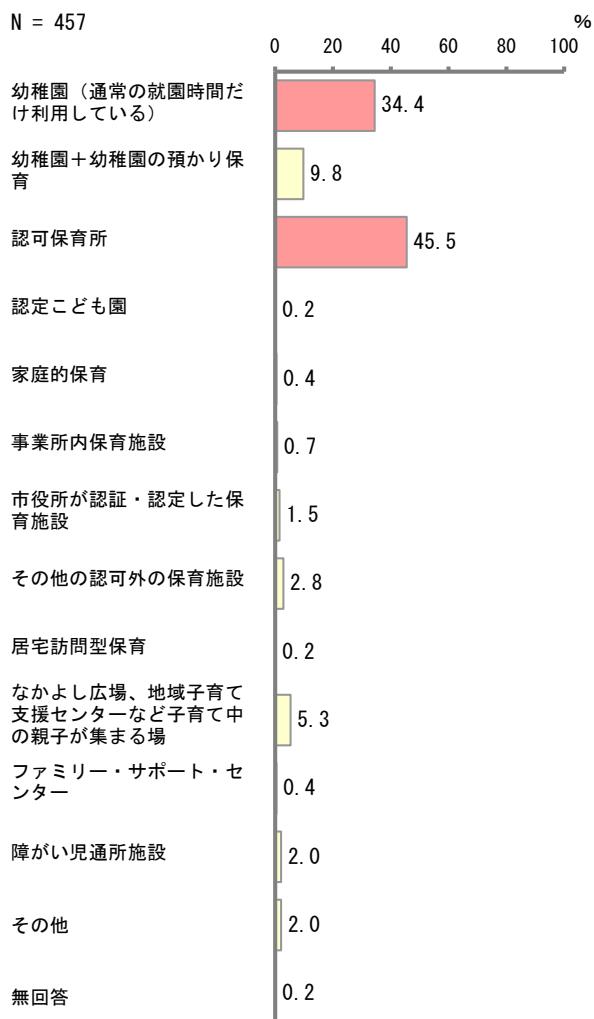
現在の平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、0歳から2歳までは5割以上の方が就園せず在宅で子育てをしている状況であることがうかがえます。



② 現在利用している教育・保育事業

現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所」の割合が45.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が34.4%となっています。

【就学前児童調査】



平日、幼稚園・保育所等を定期的にご利用している人のうち、0～2歳で7割近くが認可保育所を利用しており、3歳になると、幼稚園、認可保育所をそれぞれ4割近くが利用している状況にあります。4歳になると約5割が幼稚園に就園しています。

【就学前児童調査】

単位：％

区分	有効回答数 (件)	幼稚園(通常の就園 時間だけ利用して いる)	幼稚園＋幼稚園の 預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	市役所が認証・認定 した保育施設
0歳	33	3.0	—	69.7	—	3.0	3.0	3.0
1歳	39	5.1	—	69.2	2.6	—	2.6	—
2歳	53	13.2	3.8	64.2	—	—	1.9	—
3歳	101	36.6	9.9	41.6	—	1.0	—	2.0
4歳	99	49.5	14.1	34.3	—	—	—	1.0
5歳	122	47.5	14.8	34.4	—	—	—	2.5

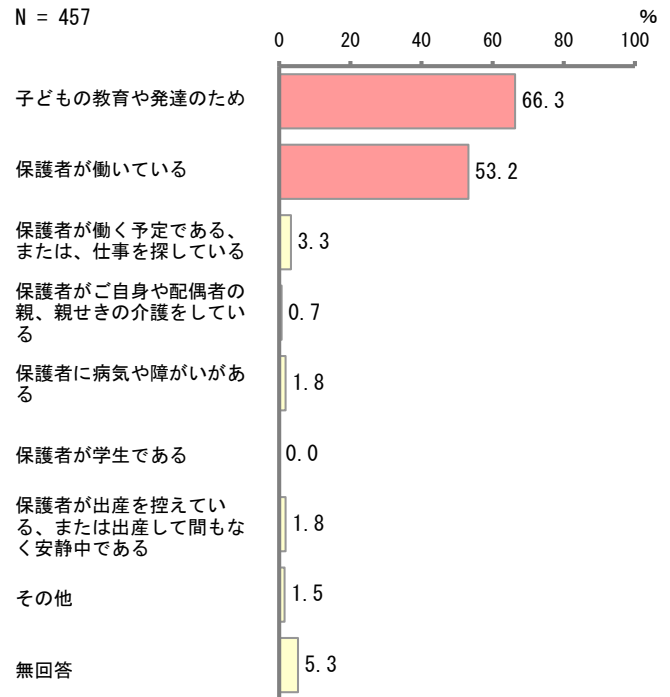
区分	その他の認可外の 保育施設	居宅訪問型保育	なかよし広場、地域 子育て支援センタ ーなど子育て中の 親子が集まる場	ファミリー・サポ ート・センター	障がい児通所施設	その他	無回答
0歳	15.2	—	12.1	—	—	—	—
1歳	7.7	—	12.8	—	—	5.1	—
2歳	—	—	9.4	—	5.7	9.4	—
3歳	2.0	1.0	6.9	1.0	4.0	1.0	1.0
4歳	1.0	—	2.0	—	1.0	1.0	—
5歳	1.6	—	0.8	0.8	0.8	—	—

③ 教育・保育事業を利用している理由

教育・保育事業を利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が約7割、「保護者が働いている」が約5割となっており、教育・保育や発達面を重視する人が多くなっています。

【就学前児童調査】

N = 457

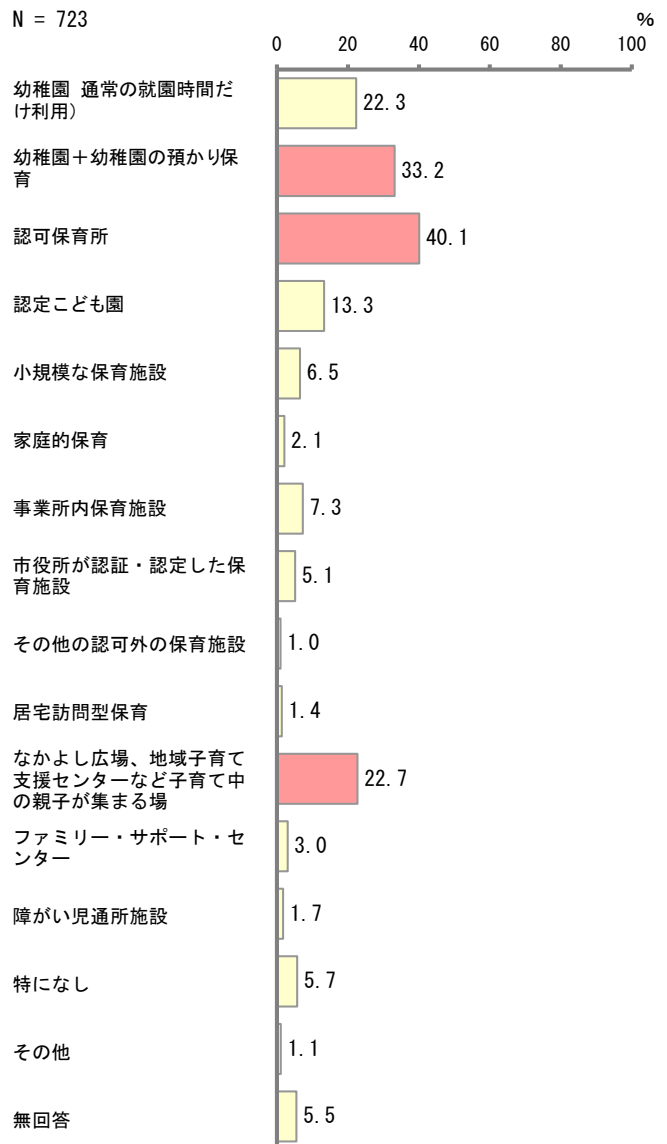


④ 利用したい事業

平日に利用したい幼稚園、保育所や定期的に利用したい事業については、「認可保育所」の割合が40.1%と最も高く、次いで、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」、「なかよし広場、地域子育て支援センターなど子育て中の親子が集まる場」と続きます。

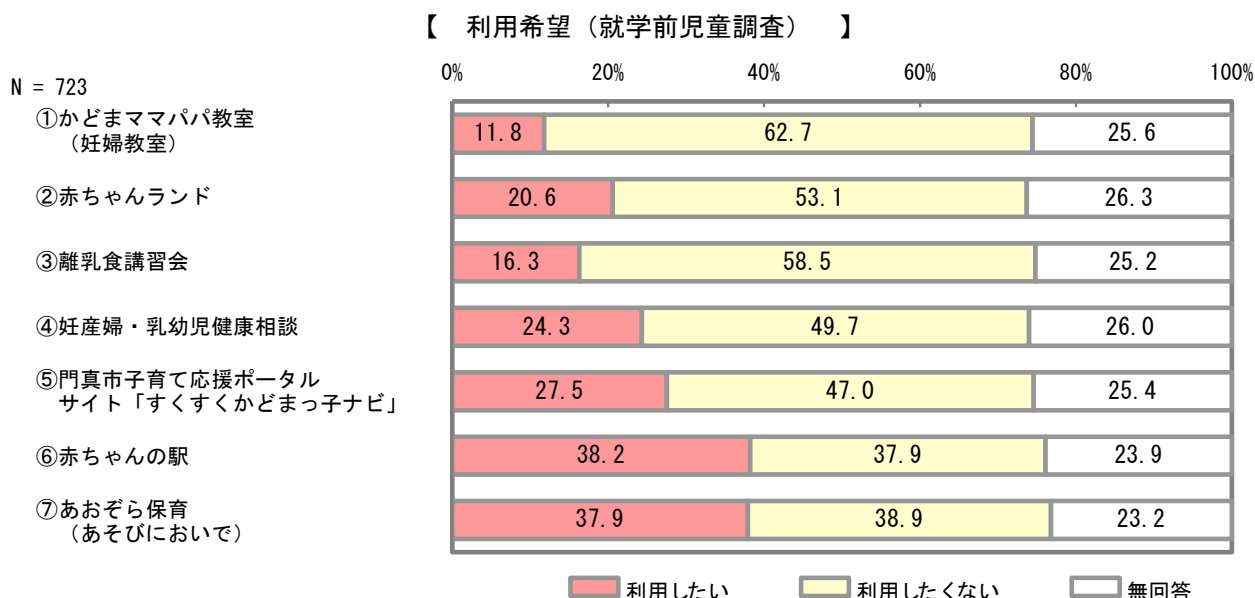
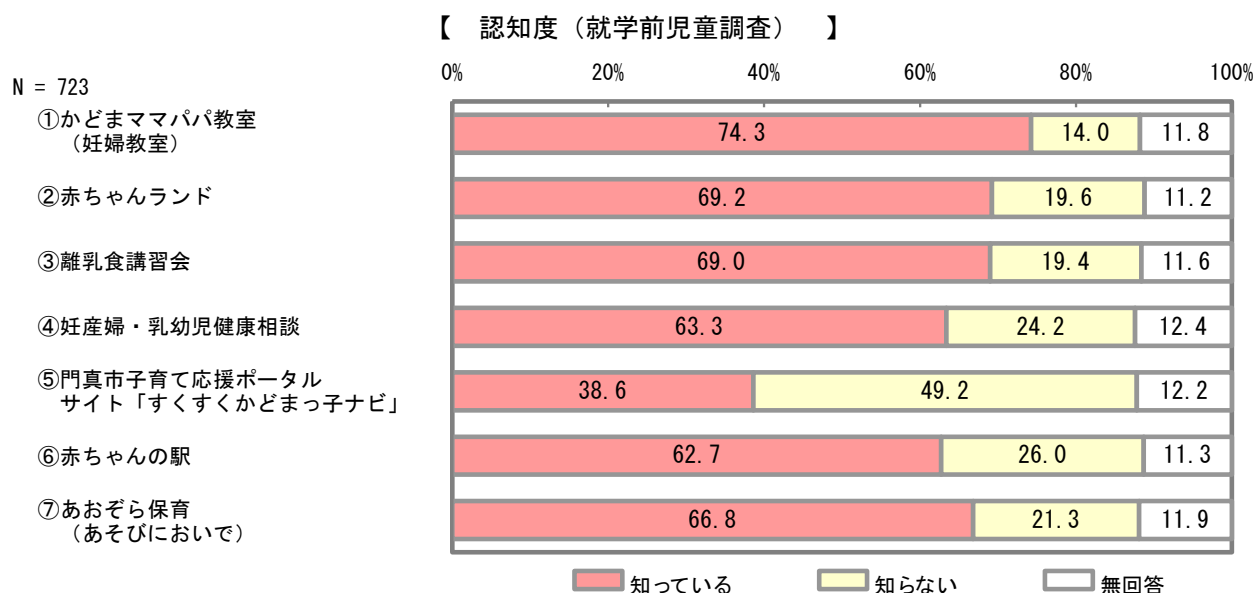
【就学前児童調査】

N = 723



（２）地域の子育て支援サービスの認知度と利用希望 ●●●●●●●●●●

子育て支援サービスの認知度・利用意向については、「かどまママパパ教室(妊婦教室)」、「赤ちゃんランド」の認知度が高く、周知が進んでいることがわかります。利用希望については、「赤ちゃんの駅」の希望が最も高くなっています。



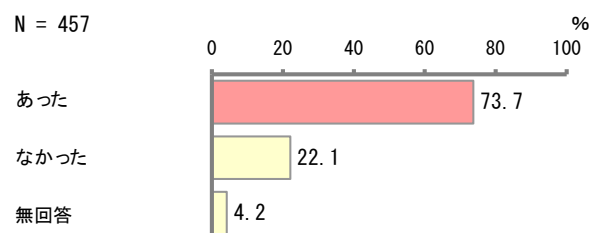
（３）短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

病気やけがで、幼稚園や保育所などの施設やサービスを利用できなかったことが「あった」の割合が73.7%ありました。

【就学前児童調査】

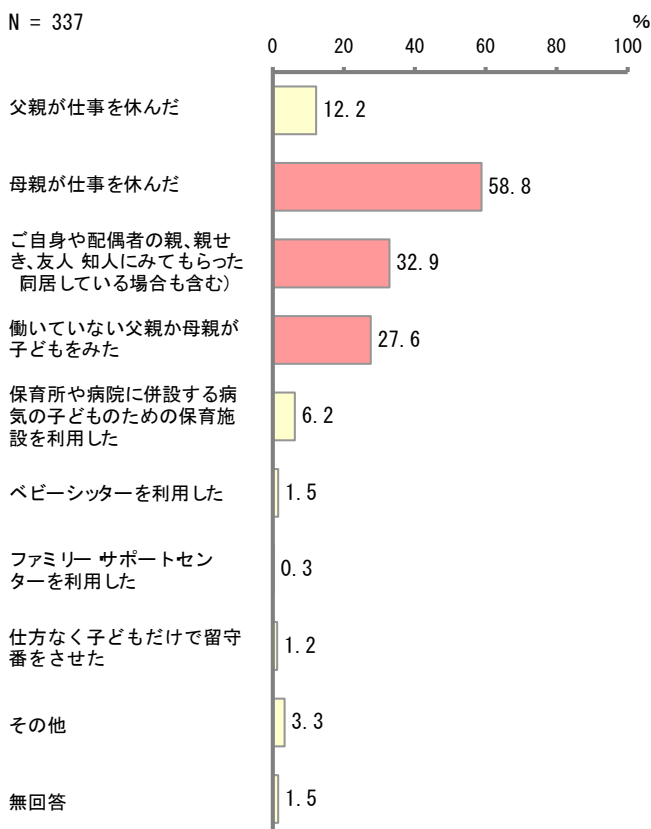
N = 457



その対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が58.8%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が32.9%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が27.6%となっています。

【就学前児童調査】

N = 337

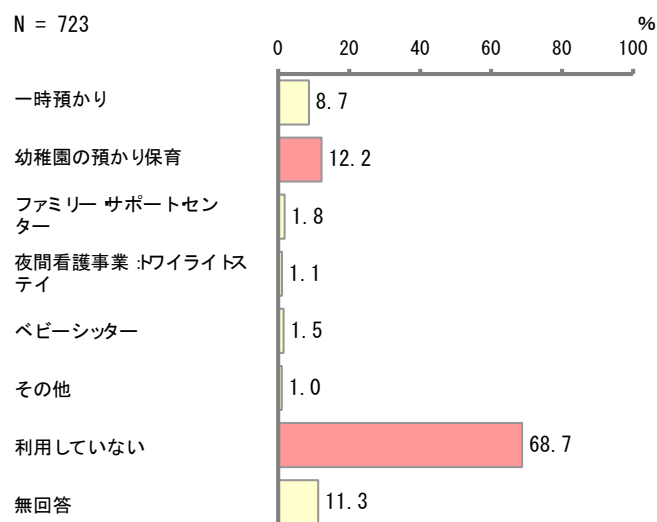


② 不定期の教育・保育事業

「日中の一時預かり等の利用」については、「利用していない」の割合が68.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が12.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 723



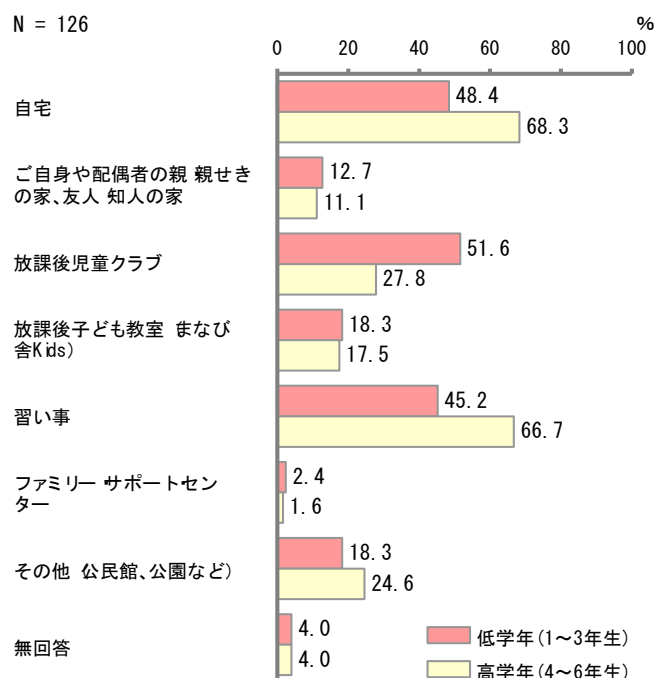
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の放課後の過ごし方については、1～3年生、4～6年生のいずれもで「自宅」と「習い事」が高くなっています。

「放課後児童クラブ（学童保育）」については、1～3年生と4年生以上では傾向に違いがあり、1～3年生では51.6%であるのに対し、4～6年生では27.8%となっています。

【就学前児童調査】

N = 126



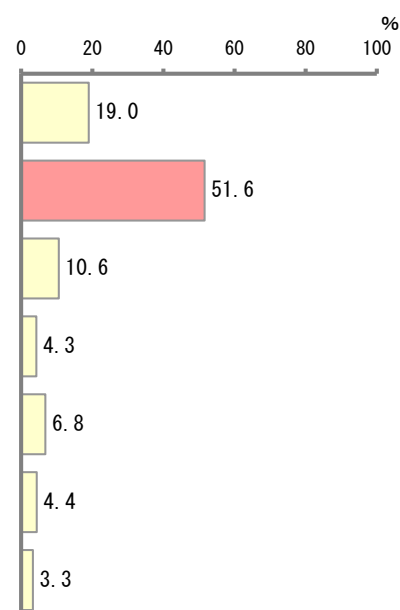
(5) 小学校入学の際の不安

幼稚園や保育所から小学校へ入る際の不安の有無については、「体験入学または事前説明会はあったが少し不安はあった」と「体験入学や事前説明会など情報を入手する機会がなかったため不安があった」をあわせた“不安があった”人が55.9%と、半数以上を占めています。

【就学前児童調査】

N = 725

体験入学または事前説明会があったため不安はなかった
体験入学または事前説明会があったが少し不安はあった
体験入学や事前説明会以外に情報を入手する機会があったため不安はなかった
体験入学や事前説明会など情報を入手する機会がなかったため不安があった
体験入学や事前説明会は必要なく不安はない
その他
無回答



(6) 保護者の現在の働き方と希望の働き方

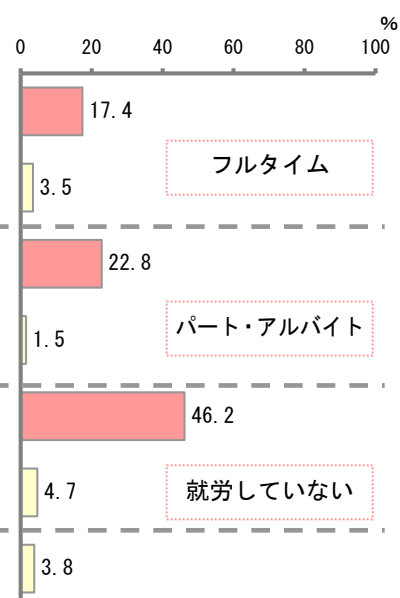
① 母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童の約半数の母親が、「以前は働いていたが、今は働いていない」と回答しています。また、フルタイムで就労している母親は産休・育休中も含めると約2割となっています。

【就学前児童調査】

N = 718

フルタイムで働いている
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
パート・アルバイトなどで働いている
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
以前は働いていたが、今は働いていない
これまで働いたことがない
無回答



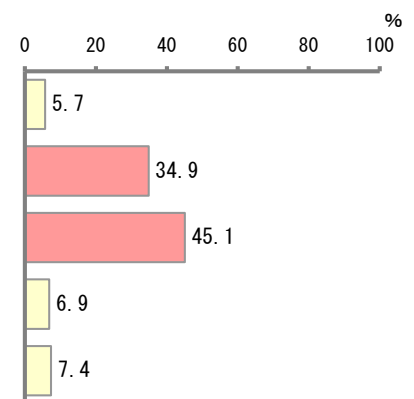
② パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

母親のパート・アルバイトからフルタイムへの転換希望については、45.1%が「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」している状況で、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と回答している人は5.7%、また、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と回答している人は34.9%となっていることから、雇用環境も含めた社会的な改善が求められていることがわかります。

【就学前児童調査】

N = 175

フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
パートアルバイトなどで働き続けることを希望
パートアルバイトなどをやめて子育てや家事に専念したい
無回答



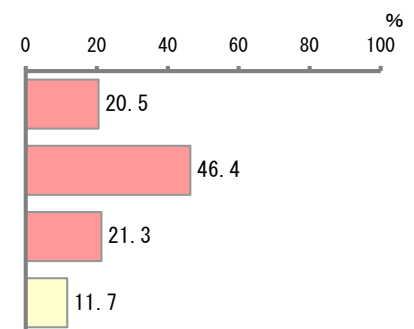
③ 就労していない母親の就労希望

未就労者の母親の就労希望については、46.4%の人が1年より先で、一番下の子の年齢が上がってから就労したいと回答しており、これから希望のある方は潜在ニーズとなる保護者であることがうかがえます。

【就学前児童調査】

N = 366

子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）
1年より先、一番下の子どもが、()歳になったころに働きたい
すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい
無回答



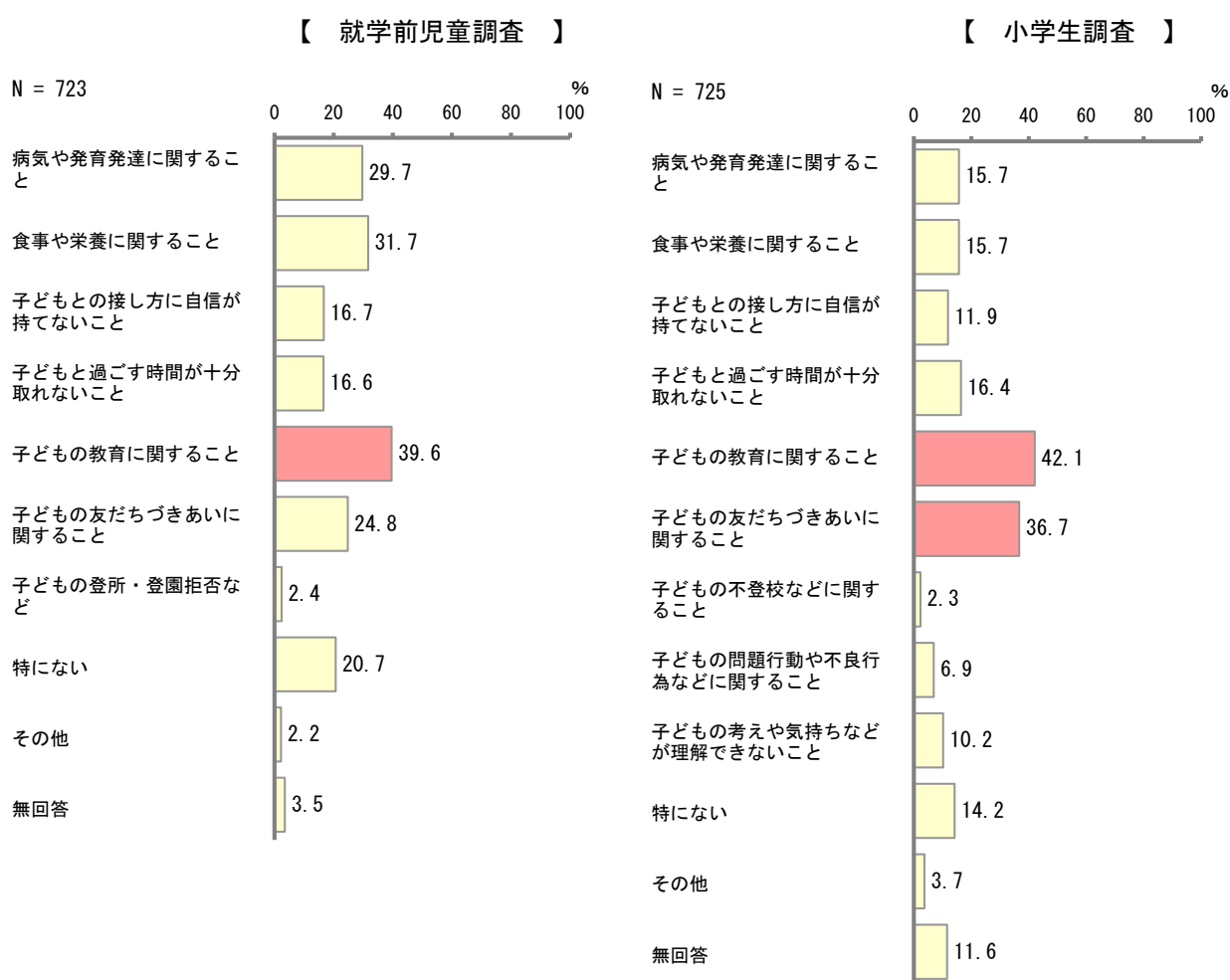
(7) 子育て支援全般について

① 子どもに関する悩み

子どもに関することで日常悩んでいること、気になっていることは、就学前児童、小学生ともに「子どもの教育に関すること」が最も高く、約4割となっています。

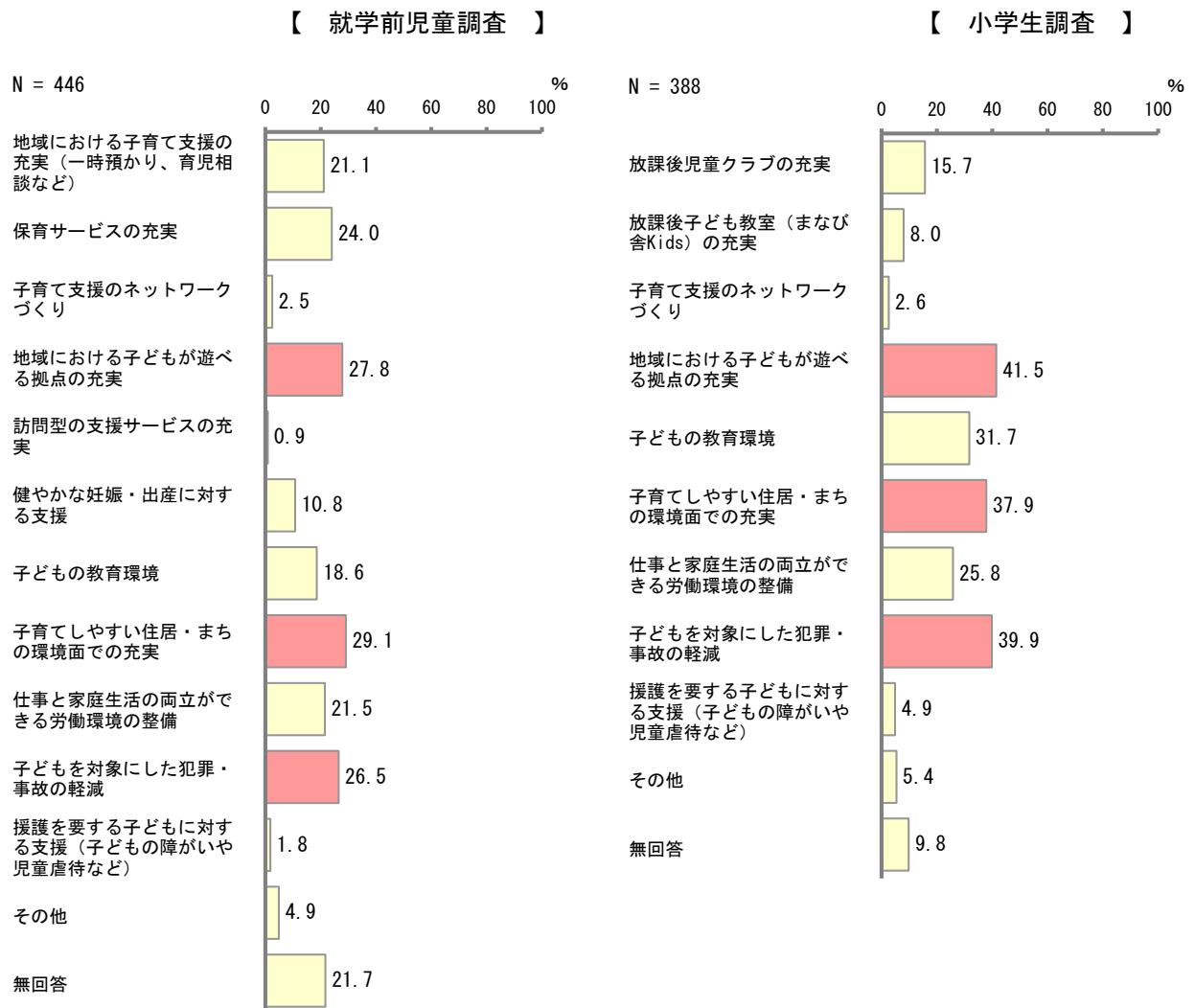
小学生では、就学前児童に比べ「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が高くなっています。

就学前児童では、小学生よりも「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」といった、子どもの身体に関する悩みが多くなっています。



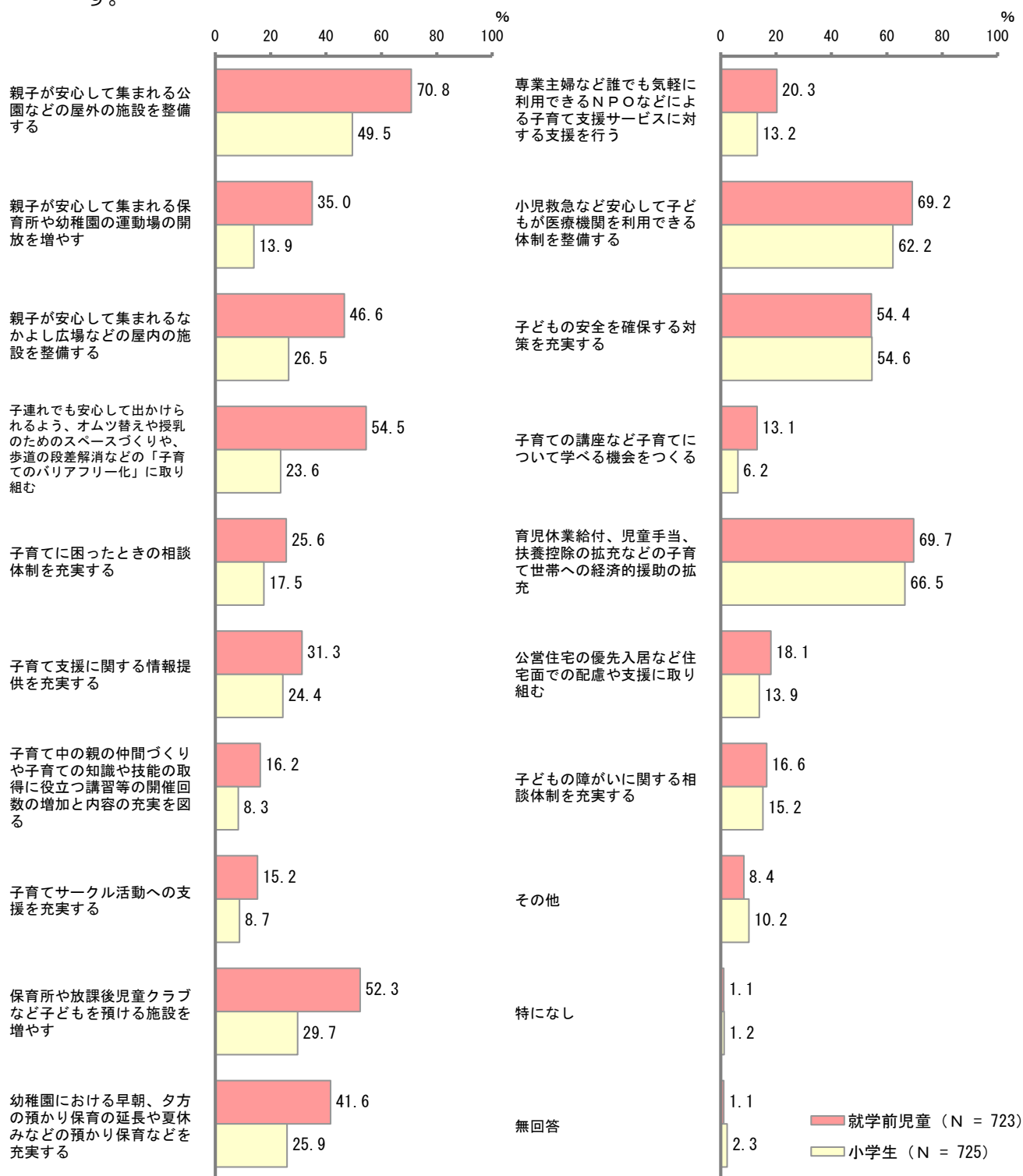
② 子育てをする際の有効な支援・対策

就学前児童、小学生ともに「地域における子どもが遊べる拠点の充実」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が上位3位を占めています。また、3ついずれも就学前児童よりも小学生のほうが割合が高く、約4割となっています。



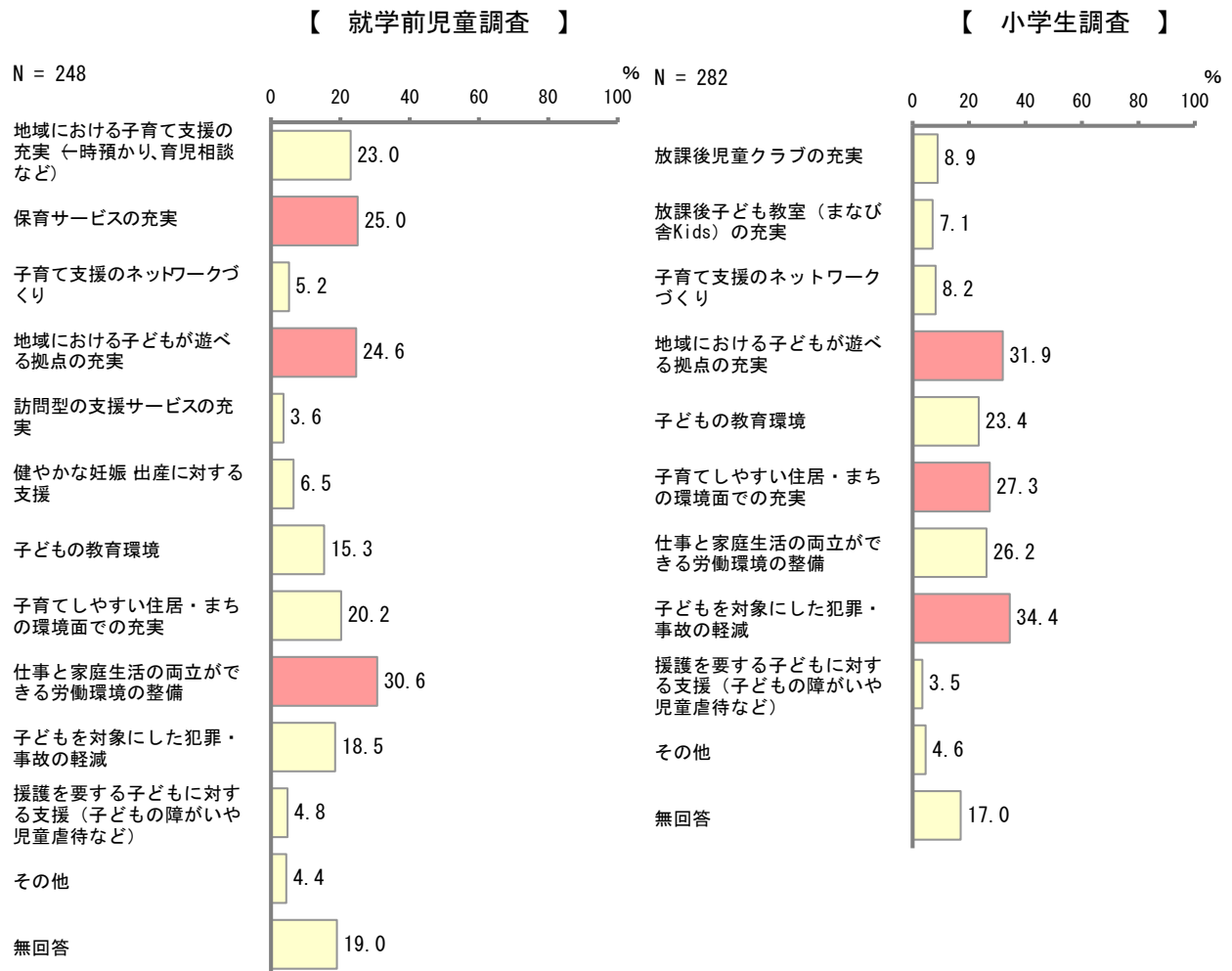
③ 充実してほしい子育て支援策

子育て支援として、充実してほしいと思うものとして、最も高いのが就学前児童では「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」、小学生では「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」となっています。



④ 子育ての不安や負担を解消するために必要なもの

子育ての不安や負担を解消するために必要なものとして、「地域における子どもが遊べる拠点の充実」が就学前児童、小学生ともに高くなっています。

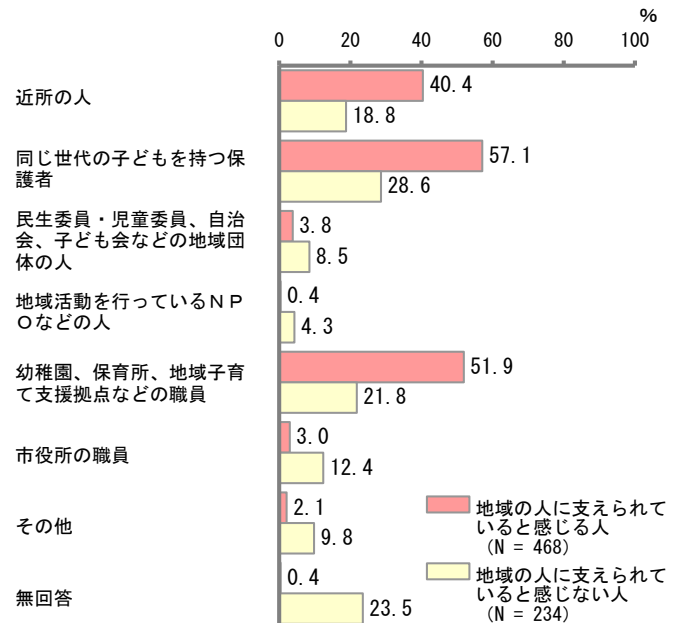


⑤ 子育てをする際の地域の人からの支え

地域の人に支えられている人が、誰に支えられているかについては「同じ世代の子どもを持つ保護者」「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」「近所の人」が多くなっています。

また、地域の人に支えられていると感じない人が誰に支えてほしいかについても同様の結果になっていることから、身近な地域の人との交流による支えが必要とされていることが伺えます。

【就学前児童調査】



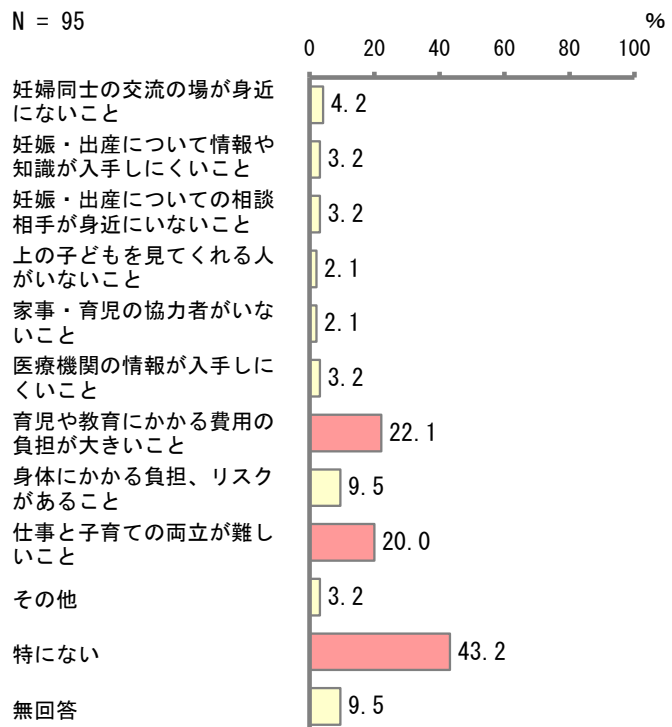
(8) 妊娠について

① 妊娠や出産について不安に感じていること

妊娠や出産について不安に感じていることについては「特にない」「育児や教育にかかる費用の負担が大きいこと」「仕事と子育ての両立が難しいこと」が多くなっています。

【妊婦調査】

N = 95

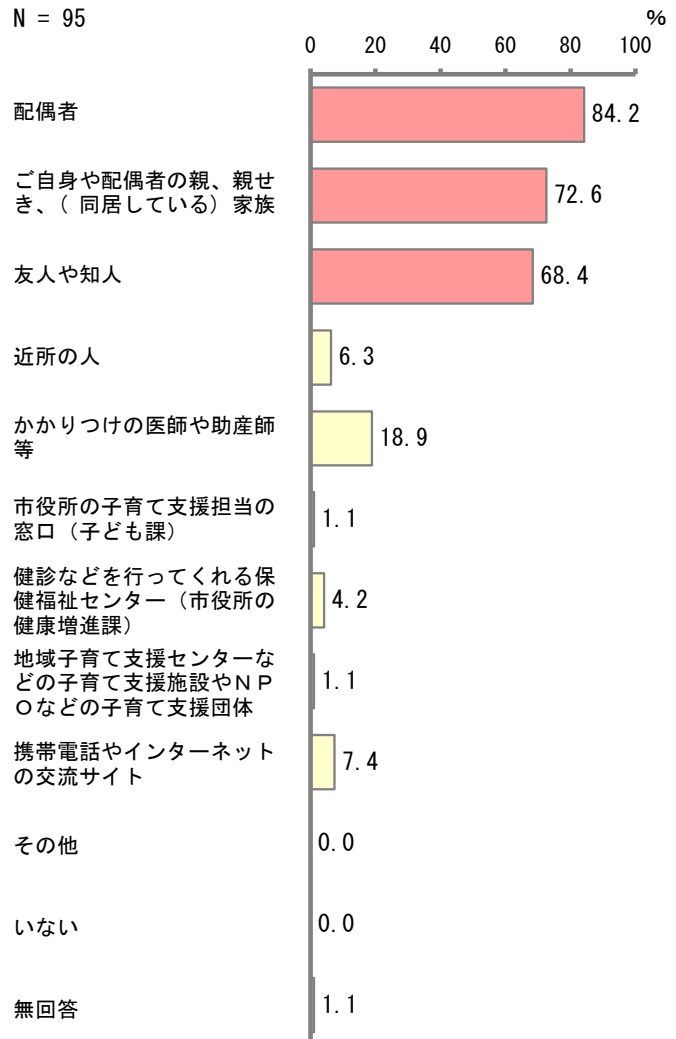


② 妊娠や子育てのことで相談できる人や場所

妊娠や出産について不安に感じ
ていることについては「配偶者」「ご
自身や配偶者の親、親せき、（同居
している）家族」「友人や知人」が
多くなっています。

【妊婦調査】

N = 95

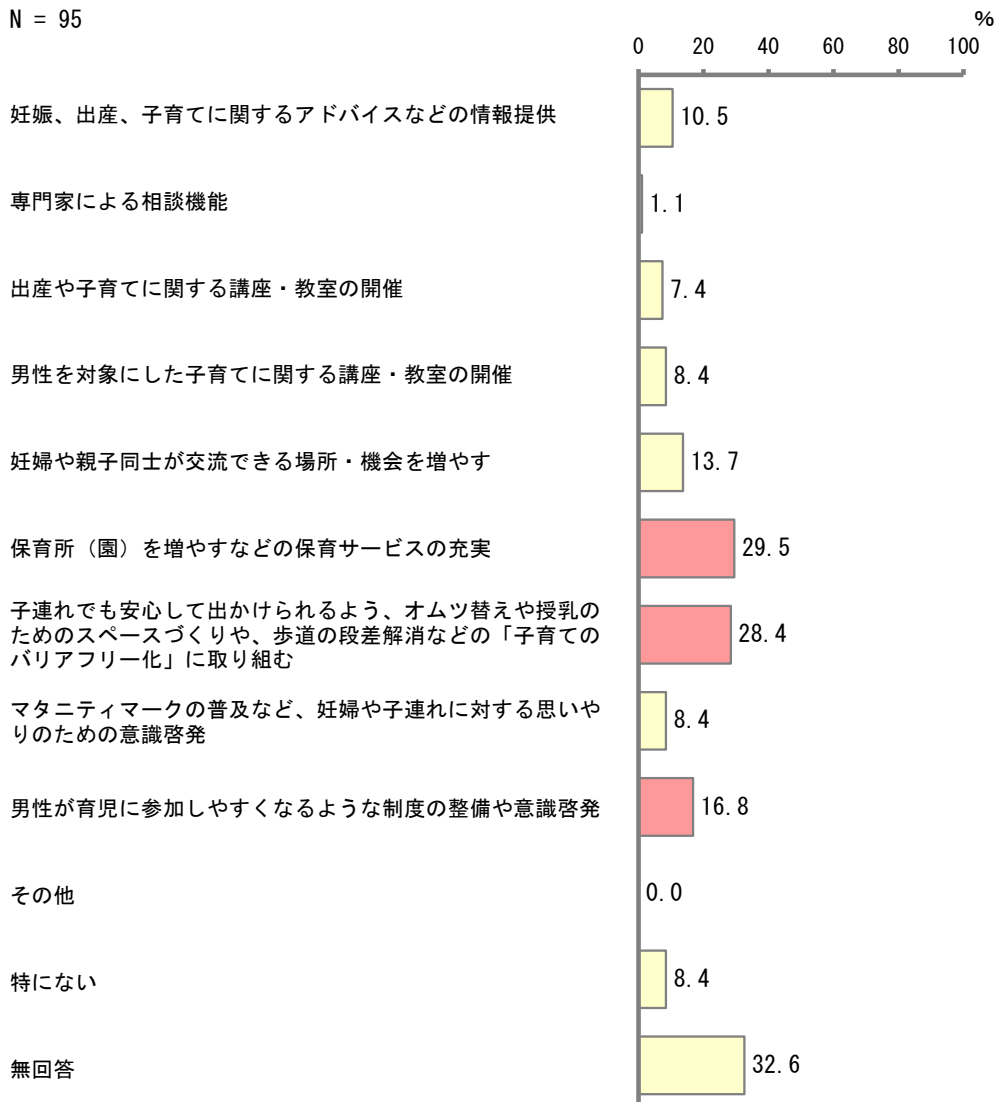


③ 充実してほしいと考えるサービス

妊娠や出産について不安に感じていることについては「保育所（園）を増やすなどの保育サービスの充実」「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」「男性が育児に参加しやすくなるような制度の整備や意識啓発」が多くなっています。

【妊婦調査】

N = 95



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画においては、「子ども・子育て支援法」の目的や基本理念及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」における子育てに関する理念や子ども・子育て支援の意義を踏まえ、地域社会全体で子ども・子育てに優しい環境づくりができるよう、子ども・子育て家庭を支える取り組みを推進していきます。

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援行動計画
に基づくこれまでの取り組みを踏まえ、門真市にふさわしい基本理念とします。

子どもは地域の宝であり、また、次代の親となり、我々の社会の未来を担っていく存在です。より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちの実現につながります。子どもが健やかに育つために、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていくことは、地域社会全体の責任と言えます。門真市次世代育成支援行動計画の基本理念の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法」の目的や基本理念、アンケート調査の結果などを踏まえ、「今後検討」を本計画の基本理念として掲げます。

2 基本的な視点

子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。

子どもの視点に立ち、総合的に子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

家庭での子育ての視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。

家庭での子育ての視点に立ち、孤立感や負担感を解消し、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう保護者の主体性とニーズを尊重した上で、子育て支援に向けた取り組みを進めます。

地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かし、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

視点①子どもの育ちの視点

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

乳幼児期は、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな人間性を育むためには、幼児期からの教育・保育環境を整えることが重要です。一人ひとりの子どもが個性をのびし成長できるよう、家庭、学校・幼稚園・保育所・認定こども園等、地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供するとともに、就学前教育・保育から小学校生活へ円滑に移行できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を強化します。

また、就学後においても、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に向けた学校等での教育環境の整備を行います。

さらに、障がいなど、特に配慮が必要な子どもに、一人ひとりの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

視点②家庭での子育ての視点

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠期から出産後の子育て時期の保護者は、身体的・経済的・精神的に不安を感じやすくなります。保護者の不安をなくし、喜びの多い子育てができるよう、母子保健の充実などの健康面の支援や、各種の経済的支援の確保とともに、不安な心情を和らげるための相談体制の充実を図ります。また、非正規雇用の増加など、就労形態が複雑化している社会においても、保護者が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる支援策を推進します。

視点③地域での支え合いの視点

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくりなどの取り組みを進めます。また、家庭での児童虐待への対応として、地域との連携を行った上で、虐待を未然に防ぐための取り組みや早期発見、早期対応に向けた取組を進めます。

4 重点施策

(1) 幼児期の教育・保育の充実

① 教育・保育の質の向上

生涯にわたる人格形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、幼稚園・保育所・認定こども園等における、一人ひとりの子どもの生きる力の育成に向けた教育・保育内容、環境の充実に努めます。

② 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるとともに、地域の子育て家庭を支援する施設であることを市民や事業者に周知するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に努めます。

③ 就学期への円滑な接続

子どもの発達や学びにおける連続性を確保し、就学前から小学校への円滑な移行ができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を強化します。

(2) 地域での子育て支援の充実

① 地域子育て支援拠点等での支援の充実

地域子育て支援拠点等での、保護者同士の交流の場や子育てに関する相談の場の確保など、様々な方策での子育て支援を推進します。

② 地域で支え合う体制づくり

家庭で保護者が行う子育てを前提とした上で、子育て中の世帯が孤立しないよう、日常的に子育てに関する相談が行える環境づくりなど地域で子育てを支え合う体制づくりを推進します。

(3) 子育てしやすいまちづくりの推進

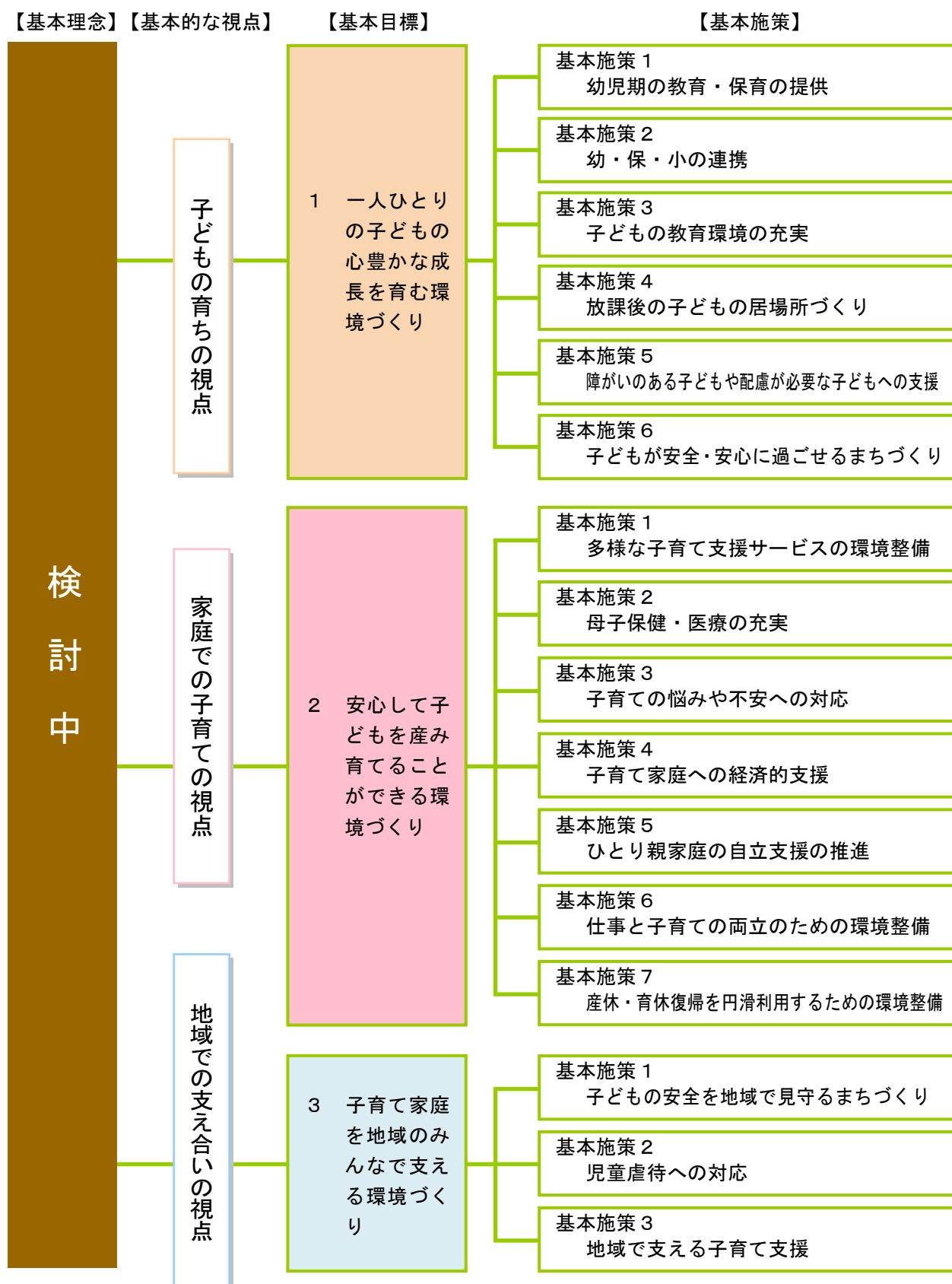
① 子育て世帯が安心して外出できる環境づくり

子育て中の世帯が安心して外出できるような環境づくりを進めます。

② 安全・安心に子育てできるまちづくり

犯罪・事故を未然に防止し、子育て世帯が安全・安心に過ごせるまちづくりを推進します。

5 施策の体系



第 4 章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 1 幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

門真市の子ども的人口は年々減少し、少子化が進む中、家庭や地域で他の子どもと関わる機会は減少している状況にあります。このような中、幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから教育・保育施設における集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援していく必要があります。

また、門真市の女性の労働力率をみると、子育て中の母親が多い30～34歳の労働力率は増加しており、アンケート調査の結果においても、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、保育を必要とする0歳児から5歳児の受け入れの場の確保など、保育の拡充を計画的に進めることが求められます。

施策の方向性

生涯にわたる人格形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、保育所・幼稚園・認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に努めます。

また、安全な環境での教育・保育を提供するため、公立施設のあり方等の検討も含め、計画的な教育・保育施設の環境整備を行います。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	総合的な幼児教育・保育の提供	乳幼児期の子どもに対し、保育の必要性に応じた保育を提供するとともに、発達段階に応じた豊かな感性を養い基本的な生活習慣を身につけるなど人格形成の基礎を培うための総合的な幼児教育・保育の提供を行います。
2	認定こども園の普及	保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもに幼児期の教育・保育が提供され、保護者の新たな選択肢の一つとなる認定こども園の普及を促進します。
3	公立施設のあり方の検討	今後のさまざまな教育・保育ニーズに対応した総合的な教育・保育を提供するため、南保育園・南幼稚園の老朽化による建替えを機に、公立園の認定こども園化を目指すとともに、公立・私立の役割分担を明確化し、その他の公立施設については、認定こども園への移行も含め、あり方を検討します。
4	教育・保育施設的环境整備	施設の老朽化や耐震化の必要性に対応し、施設の安全性を確保するため、計画的な教育・保育施設的环境整備を行い、安全・安心な教育・保育の場の確保に努めます。
5	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	新制度における保育の量の確保に加え、教育・保育の質の確保を行うため、幼稚園教諭・保育士の資質及び専門性の向上を図るための研修等の受講を促進します。また、幼保連携型認定こども園を推進するために必要な保育教諭を確保するため、幼稚園教諭と保育士の免許資格併用を促進します。
6	幼稚園・保育所の相談機能の充実・強化	認定こども園をはじめとする教育・保育施設における、地域の子育て家庭に対する相談、情報発信等の機会を充実し、身近な地域での相談機能の強化を図ります。

基本施策2 幼・保・小の連携

現状と課題

門真市の就学前の子どもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させるため、幼稚園・保育所・認定こども園間での子どもの交流や、職員の交流により連携を深めることが求められています。

また、近年、「小1プロブレム」などの問題から、就学前の教育・保育施設と、小学校入学後の連携が注目されています。門真市次世代育成支援行動計画の中間評価においても、就学により途切れない子どもの預かり体制の整備が課題となっており、またアンケート調査においても、小学生の保護者の半数以上が小学校に入学するときに不安を感じるなど、就学前後での不安を解消するための連携を深める必要性が高まっています。

施策の方向性

子どもの利用する施設に関わらず、門真市の就学前の子どもの育ちや心身の発達を保障するため、共通のカリキュラムによる教育・保育を推進するなど、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を深めます。また、就学前から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	幼稚園・保育所等と小学校等との連携強化	総合的な就学前教育・保育を行うため、合同研修やさまざまな交流の場を確保し、幼稚園・保育所等での連携を深めます。また、小学校への円滑な接続を行えるよう、合同研修や幼稚園・保育所等と小学校の情報交換や課題検討等の機会を通じて相互の連携強化を図り、就学前後の途切れない育ちの確保に努めます。
2	共通カリキュラムの作成	すべての場で育つ子どもに対して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するため、門真市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、幼・保共通のカリキュラムを作成します。

基本施策３ 子どもの教育環境の充実

現状と課題

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けるためには、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者とのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視することが求められます。

また、児童の不安や悩み、心の問題へ対応し、心身ともに健全な育成を図るため、今後も相談体制を充実するとともに、相談者の心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

施策の方向性

子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、こころとからだの問題に取り組んでいきます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	学校等の教育環境の充実	より落ち着いた環境でのきめ細やかな教育を実施できるよう35人学級を採用するなど、教育環境の充実に努めます。また、学校と地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
2	確かな学力の向上	「門真市版授業スタンダード」に基づいた学校等教育の内容の充実を図るとともに、学力の向上を図るため、一人ひとりに対応したきめ細かな指導方法や形態等の工夫や改善を推進します。
3	豊かな心の育成	情操や規範意識、伝統や文化を尊重する心など、人格形成の基盤となる豊かな心を育成するため、様々な体験活動や道徳教育の充実を図ります。
4	生活習慣や規範意識の育成	基本的な生活習慣や規範意識の醸成を図るため、学校や園からの情報発信を継続して行い、生活習慣の重要性を保護者に呼びかけていきます。また、地域やPTA、関係機関等と連携を強化し、問題行動への迅速な対応及び未然防止を図ります。

No	個別施策	取り組み内容
5	食育の推進	「健康増進計画・食育推進計画」に基づき、広報での周知、健診やイベント等の機会を利用して市民に対する食育の啓発を行います。また、学校においては「食に関する指導の全体計画」を策定し、栄養教諭による出前授業を実施するなど、食育の推進に努めます。
6	次代の親の育成	次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会や場の充実に努めます。
7	思春期保健対策の充実	若年妊娠や望まない妊娠が増加するなか、性に関する正しい知識の啓発や母性や父性の育成に努めます。また、未成年の飲酒や喫煙を防止するための教育や、薬物乱用防止に関する知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携した思春期の保健対策の充実を図ります。
8	「グローバル」な人材の育成	国際社会において、門真市から世界に通用する「グローバル」な人材を育成するため、AETや外国語活動支援員による英語教育の推進や、「めざせ世界へはばたけ事業」では、中学生英語プレゼンテーションコンテスト優秀者に対して海外派遣研修を実施するなど、実践的なコミュニケーション能力の向上に努めます。
9	いじめ、不登校児童・生徒対策の推進	カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や不登校対策学生フレンドの派遣、適応児童教室「かがやき」の充実等を通じて、不登校をはじめとした子どもの心の問題の解決を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子ども一人ひとりに対応できる指導体制や相談体制の一層の充実に努めます。
10	健やかな体の育成	子どもの体力低下傾向が進む中、様々な機会を通じて子どもがスポーツに積極的に触れるための機会を増やし健康の増進や体力の向上を図る取り組みを進めます。また、総合型地域スポーツクラブ「門真はすねクラブ」と協働し、子どもを含めたスポーツの振興に努め、子どもの健やかな体の育成に努めます。
11	青少年の健全育成	青少年指導員や青少年育成協議会等関係機関との連携を図り、パトロールを実施するなど、地域に根ざした少年非行対策を講じる。また、青少年の自らの体験を発表する「青少年の主張事業」を行うことにより、物事に対する正しい考え方や理解力を高め、広い視野と創造性をもった青少年の育成に努めます。
12	就労に対する意識の啓発	働くことに対する意識啓発を行うため、就労相談・セミナー等の周知、職業訓練等の情報提供に努めます。また、学校においても、将来の希望を明確に持ち、働く意欲や目的意識を持てるよう、職場体験学習を行うとともにキャリア教育を推進します。
13	図書館等での文化活動の充実	乳幼児期から親子で絵本に触れ合う機会を提供するための「ブックスタート事業」に取り組むとともに、ボランティアによる絵本の読み聞かせやお話の会、図書館見学・一日図書館員等の取り組みを推進し、子どもが本と出会える機会と場の提供に努めます。 また、他の生涯学習施設においても親子で楽しむことができる機会の提供に努めます。
14	環境学習の推進	環境問題とリサイクルに対する意識を啓発するため、学校等と連携し、様々な体験活動等を通じた環境学習を推進します。

基本施策 4 放課後の子どもの居場所づくり

現状と課題

保護者が労働等のため昼間家庭にいない子どもたちが、放課後に安全・安心に過ごせる場所の確保は、保護者の仕事と子育ての両立を支援する上でも重要です。

ニーズ調査では、5歳～就学前の児童の保護者が、子どもが小学1～3年生のうちに放課後を過ごさせたい場所として放課後児童クラブを挙げている割合が51.6%、小学4年生以降に放課後児童クラブを利用したい人も27.8%となっており、ニーズが高まっています。

また、保護者が昼間家庭にいる子どもに対しても、学習等の場を提供するなど、就学後のすべての子どもたちにとって安全・安心な居場所づくりが必要です。

施策の方向性

保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、小学校に通う児童に対して放課後の遊びと生活の場を確保するため、放課後児童クラブの充実を図ります。また、小学校の放課後等に地域等の協力のもと、児童に対する学習機会の場を確保するとともに、「放課後子ども総合プラン」も視野に入れた、すべての就学後の児童が放課後等を安全・安心に過ごすための方策についても検討を進めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	放課後児童クラブの充実	市内の全小学校において引き続き放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。また、待機児童の解消を図るための取り組みや、より良い環境での保育の提供など充実に努めます。
2	まなび舎 Kids・Youth 事業	小学校児童（まなび舎 Kids）や中学校生徒（まなび舎 Youth）を対象に、放課後に自習室を開設し、地域ボランティアによる学習機会の提供を行います。
3	かどま土曜自学自習室サタスタ事業	全小・中学校において、土曜日の午前中に自習室を開設し、各校のニーズに合わせた取り組み内容の充実に努め、児童・生徒の学習習慣の定着を図ります。

基本施策5 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

現状と課題

心身に障がいを持つ子どもの発達を保障するためには、個々の障がいの状態に応じた支援を身近に受けられる環境が必要です。そのため、平成24年に児童福祉法が改正され、すべての障がい児が身近な地域で生活できるための支援が強化されたところです。また、近年、幼稚園・保育所・学校等において発達障がいやその疑いのある子どもも増加傾向にあるとされており、これまでの3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援の必要性についても高まっています。それぞれの子どもに応じて、支援が多様化しているため、福祉・母子保健・医療・教育等、さまざまな関係機関が連携したうえで、子どもの家族・家庭も含め、総合的に支援を行う体制づくりが求められています。

施策の方向性

子どもの発達を保障するため、できるだけ早期に支援を行えるよう早期発見に努めるとともに、こども発達支援センター等における療育や幼稚園・保育所・学校等における支援教育・障がい児保育の充実に努めます。また、子どもの家庭も含め、一人ひとりの障がいの状況に応じた途切れない支援を行っていくとともに、障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、地域支援を通じた保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、障がい児（疑いも含む。）に対する総合的な支援を推進します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	障がいの早期発見	乳幼児健診及び経過観察健診を通じた発達相談、こども発達支援センターや家庭児童相談センターでの相談の場を通じて、子どもの発達に不安を持つ保護者に対する相談支援の充実や関係機関の連携に努め、支援が必要な場合の早期発見や早期対応に努めます。
2	療育体制の充実	こども発達支援センターにおいて、一人ひとりの子どもに必要な支援の内容に応じて、集団療育や機能回復訓練、作業療法、言語療法等を実施し、社会的な自立を目指した療育内容の充実に努めます。さらに民間事業所を活用した療育の充実を図ります。また、発達障がい児に対しては、個々の発達の状況に応じた個別療育を実施します。また、相談会の実施や保護者同士の交流などを通して、保護者の不安や悩みを和らげるような取り組みを進めます。

No	個別施策	取り組み内容
3	障がいのある子どもへの教育・保育の充実	集団の中で障がいのある子どもの発達を保障し、個々の状態に応じた可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育内容の充実を図るとともに、必要な職員の配置、研修の充実、巡回相談業務の充実等に努め、体制の整備を図ります。
4	配慮が必要な子どもに対する教育・保育の充実	集団生活において心身の発達の遅れなどにより、配慮が必要な子どもに対して、子どもや家庭の状況を踏まえた教育・保育や相談支援を行います。
5	障がい福祉サービス等の提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービス提供を行います。
6	地域における障がい児支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせるように、こども発達支援センターにおいて、保護者の相談支援や地域の保育所等に通う児童への支援を行う保育所等訪問支援を実施します。また、連続した支援を行うため、学校現場をはじめとした関係機関と連携を深めます。
7	障がい児に関する関係機関のネットワーク体制の充実	障がいの早期発見から支援に至るまで、個々の状況に応じた総合的な支援を行うため、福祉・教育・母子保健・医療の各関係機関が課題等の情報共有や、ケース会議等を通じて、必要となる取り組みについての相互の連携強化に努めます。

基本施策6 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

現状と課題

子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。特に、子どもを事故から守り、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

ニーズ調査においても、保護者が子育てをする際の有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」とした割合が高く、まちづくりの面においてのニーズも高い傾向にあります。また、幼い子どもを連れても安心して外出できるよう、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

施策の方向性

子育てしやすいまちを目指し、安全・安心なまちづくりを推進するため、妊産婦、乳幼児連れの親子をはじめ、子どもや子育て中の親子が、安心して遊べ、外出できる環境整備を目指します。そのため、遊び場としての安全な公園の確保や交通安全に配慮した道路の整備等のハード整備に加え、乳幼児連れの親子が気軽に外出できる環境づくりや子どもを交通事故から守るための対策を推進します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	公園等の整備	身近な地域の中で、子どもが安心してのびのび遊べるよう、子どもの遊び場としての公園等の整備を行うとともに、子どもたちを事故やけが、犯罪から守り、安全性を確保するため、遊具等の安全点検や更新、樹木の管理等を努めます。
2	安全・安心な道路交通環境の整備	子どもが徒歩や自転車で通行する際の事故を防止し、安全で歩きやすい道路交通環境を整備するため、歩道の設置や段差の改善、交差点の改良、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵・区画線の設置など、市道の危険な箇所の減少に努めます。
3	子どもの交通安全の確保	子どもに交通安全の注意を促すため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において、警察等との共催による交通安全教室を実施します。また、自転車事故を防止するため、小学生を対象に交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を実施します。さらに、自転車に安全利用を向上させるため、「（仮称）門真市自転車安全利用に関するマナー条例」の制定に取り組みます。

No	個別施策	取り組み内容
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どものパソコンや携帯電話によるインターネット利用が普及するなか、有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の周知を行うなど、学校やPTA協議会等と連携し、子どもが被害に遭わないための周知・啓発に努めます。
5	良質な居住環境の確保	子どもにとって良質な居住環境を確保するため、ファミリー向け賃貸住宅やゆとりのある住まいの向上や確保に向け、府や民間事業者への働きかけを行います。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策 1 多様な子育て支援サービスの環境整備

現状と課題

核家族化による社会状況の変化により、子育てニーズの多様化が進んでおり、求められるサービスも幅広いものとなっています。そのニーズに対応するためのサービスが求められるとともに、実施している支援を自ら受けることができ、適切な支援につなぐことができるよう、制度や支援を効果的に周知し、利用を促進することも必要です。

また、近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、通常の保育に加え、多様化するニーズに柔軟に対応するための保育の提供も求められています。

施策の方向性

支援やサービスを必要とする人が適切に利用できるよう、様々な場や機会をとらえた子育て支援情報の周知を行います。また、家庭の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実に努めるとともに、さまざまなサービスから適切なサービスを選択し利用できるよう、利用の支援に努めます。

また、就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対し、保護者の就労形態や子どもの状況に応じたきめ細やかで柔軟な保育サービスのより一層の充実を目指します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	子育て支援の周知	子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、広報紙のほか「かどま子育て支援マップ」による支援内容の周知や、門真市子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」を通じて情報発信を行うなど、さまざまな媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。
2	利用者支援事業	保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用をはじめ、様々な子育て支援サービスの円滑な利用に向けた支援を行うため、市役所の相談窓口や地域子育て支援拠点等に専門相談員を配置し、相談支援を行います。

No	個別施策	取り組み内容
3	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集え、親子の交流や子育てについての悩み相談・助言その他の援助を行うための地域子育て支援拠点を設置し、利用しやすく、ニーズに沿った運営を行うよう引き続き努めます。また、認定こども園をはじめとする教育・保育施設においても、地域の親子に対する交流や相談の場を確保します。
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。
5	訪問活動	助産師、保健師等により必要な乳幼児や保護者に対して訪問活動を実施します。また、発育や発達面のつまずきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の訪問活動も行います。
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預りを行う子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)について、ニーズを見極めた上で実施を検討します。
7	ファミリー・サポート・センター事業	幼稚園・保育所や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人(提供会員)と援助を必要とする人(依頼会員)の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、会員の増員に向けた取り組みを進めるとともに、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、今後も引き続き充実に努めます。
8	一時預かり事業	保護者の疾病等により一時的に保育が困難になった子どもに対して、保育所・認定こども園等において、一時預かりを実施します。また、幼稚園においては、在園児を対象に通常の教育時間後も引き続き子どもを預かる一時預かり(幼稚園型)を実施します。
9	病児・病後児保育事業	保護者が働いているなどの事情で子どもが病気のときに自宅で保育できない場合や病気回復期において、医師や看護師と連携の上で保育を行う病児・病後児保育を引き続き実施します。
10	赤ちゃんの駅事業	乳児を抱える母親等が気軽におむつ替えや授乳等ができ、安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう市内の施設40箇所に設置している、赤ちゃんの駅の充実に努めるとともに、引き続き民間の商業施設等での設置を促進に努めます。

基本施策 2 母子保健・医療の充実

現状と課題

少子化や核家族化に伴う子育て環境が大きく変化するなか、子育て中の母親が孤立し、育児不安に陥ること等が懸念されています。

妊娠期から出産後まで、母子ともに健やかに、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりが求められています。

施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、母子保健計画としての位置づけのもと、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じた母子の健康が確保されるよう取り組みを進めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	妊婦健康診査事業	妊娠期の高血圧症の予防や飛び込み出産のリスクを防止することによる母子の健康保持や、健診の経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう、さまざまな機会を通じて妊婦健康診査の受診を促すとともに、受診費用の一部を助成します。
2	かどまママパパ教室（妊婦（両親）教室）	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。
3	妊産婦・乳幼児相談事業	妊産婦や乳幼児の健康を保持するため、妊婦に対する貧血や妊娠高血圧症候群等の予防や健康管理の相談、また産婦に対する母乳相談や出産後の体調、子どもの発育状況、育児面、栄養面（乳児期は特に離乳食）等の相談を実施します。また、今後も相談しやすい雰囲気づくりや、母親の孤立を避けるための仲間づくりの場となるような環境の充実に努めます。
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）【再掲】	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。
5	訪問活動【再掲】	助産師、保健師等により必要な乳幼児や保護者に対して訪問活動を実施します。また、発育や発達面のつまずきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の訪問活動も行います。

No	個別施策	取り組み内容
6	赤ちゃんランド	育児中の不安を解消するため、4か月未満の乳児を持つ母親を対象に、リフレッシュも兼ねて育児相談や母乳相談等の個別相談等を行う「めばえ」を月1回実施するとともに、4～10ヶ月までの乳児を持つ母親を対象とした「のびのび」を2カ月に1回実施します。
7	離乳食講習会	乳幼児を持つ保護者が、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけるとともに、食育を推進するため、離乳食の調理実演、試食を行う離乳食講習会を開催します。
8	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期には医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。また、健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。
9	予防接種事業	乳幼児の感染症を予防し、健やかな育ちを育むため、各種予防接種の費用の全部または一部を助成します。また、事業の周知に努めるとともに、予防接種が受けやすい環境づくりの整備に努め、予防接種の受診率の向上を図ります。
10	小児医療・救急体制の充実	医療機関と連携した上でかかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内夜間救急センターの体制整備の充実等に努めます。
11	不妊に悩まれる方への支援の周知	大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府特定不妊治療費助成事業の啓発を引き続き行います。
12	母子保健事業推進のための関係機関との連携	母子保健の事業を実施することにより、妊娠期・出産期・新生児期・乳児期を通じた母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安、また障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目ない保健対策、支援を実施するため、保健・医療、福祉、教育関係機関等との連携の強化を図ります。

基本施策3 子育ての悩みや不安への対応

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの不安や負担感が増大しています。

育児不安やさまざまな子育てに関する悩みを抱える保護者に対して、子育て支援サービスに関する情報提供や相談等を通じて、必要とするサービス利用につなげることが重要です。

また、保護者へのニーズ調査では、子育てを支えられている相手として「同じ世代の子どもを持つ保護者」を選ぶ割合が最も多いことから、子育て中の親子が交流する場を確保し、育児に関する悩みやイベント等の情報共有や情報交換を促すことが求められています。

施策の方向性

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、家庭への訪問等を通じて育児や子どもの心身の発達に関する相談を行うとともに、子育て支援サービスについての情報提供を行い、必要とするサービスに適切につながるよう促します。また、親子同志の交流の場を確保し、育児の悩みを共有することなどにより、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) 【再掲】	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。
2	乳幼児健康診査 【再掲】	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児(歯科)・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期には医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。また、健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。
3	育児サポートセンター事業(親子教室)	乳幼児健診等を通じて支援の必要性が認められた子どもの発育・発達等のつまずきや遅れを持つ乳幼児やその保護者を対象に、集団保育の場を通じて、育児に対する助言や指導等を行います。

No	個別施策	取り組み内容
4	地域子育て支援拠点事業 【再掲】	子育て中の親子が気軽に集え、親子の交流や子育てについての悩み相談・助言その他の援助を行うための地域子育て支援拠点を設置し、利用しやすく、ニーズに沿った運営を行うよう引き続き努めます。また、認定こども園をはじめとする教育・保育施設においても、地域の親子に対する交流や相談の場を確保します。

基本施策 4 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

社会的な経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然とし厳しい中、市民にとっても大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担は増大しています。

経済面の不安によらず、安心して子育てができ、また等しく教育を受けることができ、子どもが自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

施策の方向性

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、家庭の状況に応じて、必要となる経済的支援を適切に実施します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	児童手当の支給	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給する児童手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。
2	こども医療費助成事業	乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を引き続き助成します。また、国・府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、財政状況等を踏まえ、制度の拡充について検討し、充実に努めます。
3	就学援助事業	すべての子どもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を継続して支給します。
4	障がいのある子どものいる家庭への支援	障がいのある子どものいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

国調査（労働力調査）では、母子家庭の就業している母親のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%と、非正規雇用の割合が高くなっていることから、安定した就業を可能にするための支援が必要となっています。経済的な課題と併せて、ひとり親家庭の保護者は、仕事、家事、子育てをすべてひとりで担うことから、仕事と家庭生活の両立が困難となっていることが少なくありません。

門真市においても、ひとり親家庭の占める割合は、平成22年の国勢調査結果において全体の約20%を占めており、過去と比較すると増加傾向にあります。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、支援に関する情報提供や相談体制を充実する必要があります。

施策の方向性

ひとり親家庭に対し、相談支援等を行うとともに、自立支援に向けた就業支援、経済的支援等に努めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親の家庭が抱えるさまざまな悩みや課題に対応するため、母子・父子自立支援員による相談支援を実施し、必要に応じた助言指導や情報提供を行うことで、総合的な自立支援を図ります。
2	ひとり親家庭における就労支援の充実	ハローワーク等と連携しながら、職業訓練や就職のための講習会の案内チラシ・パンフレットを配置配布し、情報提供に努めるとともに、ひとり親家庭自立相談支援事業の充実を図ります。
3	経済的支援の実施	ひとり親家庭に対し自立を支援するため、児童扶養手当の適正支給に努めます。また、ひとり親家庭に対し、今後も引き続きひとり親家庭医療費として医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。

基本施策6 仕事と子育ての両立のための環境整備

現状と課題

労働者の働き方は正社員や非正規雇用など、就労形態が多様化しており、多様なニーズに対応した仕事と子育ての両立支援が必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが重要であり、門真市におけるニーズ調査においても、保護者の約20%が仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備を望んでおり、子育てしながら働くことができる環境の整備が求められています。

施策の方向性

仕事と子育ての両立を支援するため、家庭の重要性を再認識し、総労働時間の短縮化などの働き方の見直しや、子育てしやすい職場環境づくりについて、労働者や市民、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを実現するための啓発を進めていきます。

また、男性の育児参加を促進することなどにより、子育てに関する理解を深め、家庭において男女ともに子育てを行う環境づくりを推進します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	働きながら子育てを行う保護者が、子どもの成長段階や自らのライフステージに応じて、多様な生き方、働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図り、安心して子育てできる環境づくりに向けた啓発を行います。
2	女性の再就職の支援	関係機関と連携し、就労相談を実施するとともに、就労支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再就職の支援に努めます。
3	男女共同参画社会の推進	男女がともにいきいきと活躍できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画に関する認識を深める啓発事業の開催など、機会の充実に努めます。
4	父親の育児参加の推進	かどまママパパ教室への父親の参加を促進し、父親の妊婦や育児についての理解を促すとともに、父親の育児参加の大切さについて啓発に努めます。

基本施策7 産休・育休復帰を円滑利用するための環境整備

現状と課題

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。しかし、職場に育児休業の制度がない、育児休業を取りにくい雰囲気があるなどの理由で、育児休業を取らずに離職している人も少なくありません。また、母親に比べ父親では育児休業を取得している人はまだまだ少ない現状であり、育児休業制度を活用しやすい環境整備が求められます。

施策の方向性

次世代育成支援対策推進法が延長されたことを踏まえ、事業主に対し、産休等の利用等を含めた職場環境づくりを促します。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備	産休・育休中の方への情報提供や相談を行うなど、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発に努めます。また、復帰を円滑にするため、教育・保育施設での保育を利用ができるよう努めます。

基本目標 3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

基本施策 1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり

現状と課題

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や不審者による被害が発生しており、子どもが犯罪に巻き込まれないか不安に感じる親も多くなっています。保護者の目の行き届かないことも多いことから、地域ぐるみでの防犯対策など、子どもの安全を見守ることが必要です。

施策の方向性

通学路や普段の生活の場での子どもの安全を確保するため、家庭や子どもに加え地域の防犯意識を高めるとともに、学校や地域との連携による防犯活動を推進します。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	防犯対策の推進	子どもたちを街頭犯罪から守るため、自治会の設置する防犯カメラに対する全額設置補助を行うとともに防犯灯LED化による整備を進めています。また、自治会、防犯支部等地域の団体が連携した街頭啓発運動、大阪府警の安まちメールの活用などにより、地域や子ども自身の防犯意識を高めるとともに、警察との連携を図り、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修に努めるなど、地域全体で行う防犯対策を推進します。
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	登下校時の子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールや警察官OBによる「スクールガードリーダー」の巡回、域の方々の協力による「キッズサポーター」、「子ども110番の家」を推進することにより、通学路において地域での子どもの見守りや犯罪の抑止・防止に努めます。

基本施策2 児童虐待への対応

現状と課題

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

施策の方向性

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問による援助・育児指導を行うとともに、庁内の関係部署や各関係機関との連携を深め児童虐待の早期発見に努めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	家庭児童相談事業	すべての児童が健全に育つことができるよう、家庭児童相談センターにおいて、18歳未満の子どものいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、関係機関等と連携の上、適切な支援等の提供を行います。また、虐待の通告があった場合については、地域や関係機関等と連携し、早期の発見・対応に努めます。
2	要保護児童連絡調整会議	児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していけるよう連携強化を図ります。
3	養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを行い、適切な養育環境の確保に努めます。
4	ドメスティック・バイオレンスの防止	保護者によるドメスティック・バイオレンスを目の当たりにすることによる、子どもへの間接的な被害を防止するため、さまざまな機会や場を通じて、ドメスティック・バイオレンスの防止等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。
5	子育て支援ネットワーク会議	児童虐待防止をはじめ子どもの育ちを地域全体で見守り、支援できるよう、社会福祉協議会と連携し、保育所や幼稚園、学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体によるネットワーク会議等の開催に努めます。

基本施策3 地域で支える子育て支援

現状と課題

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

育児の孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるために、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められています。

施策の方向性

地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の養成や充実を図るとともに、世代間交流を通じて相互の理解を深め、地域全体での子育て支援の向上に努めます。また、家庭教育を推進するなど、学校だけでなく、地域や家庭においても学習を充実できるよう取り組みを進めます。

主な取り組み

No	個別施策	取り組み内容
1	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	幼稚園・保育所や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人（提供会員）と援助を必要とする人（依頼会員）の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、会員の増員に向けた取り組みを進めるとともに、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、今後も引き続き充実に努めます。
2	子育て支援NPO・ボランティア等の養成	子どもに対する絵本の読み聞かせなど、子育て全般に関わるさまざまなボランティアの養成を図るとともに、子ども・子育て支援新制度での各事業の担い手として、地域の育児経験の豊富な主婦等を対象とした「（仮称）子育て支援員」の活用も視野に入れ、地域における子育て支援の担い手の養成を図ります。
3	世代間交流の推進	子どもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身につけ、地域に愛着がもてるよう、幼稚園・保育所・学校や地域子育て支援拠点など、身近な地域で高齢者をはじめさまざまな世代間交流を促進します。また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、校区福祉委員会が実施する子育てサロン等における交流活動を推進します。
4	家庭や地域の教育力の向上	市立文化会館等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。また、家庭学習を推進するため、PTAと共同で作成した「門真市学びのススメ」を普及し、保護者や地域も含めた子どもの学習や育みを推進します。

No	個別施策	取り組み内容
5	子ども家庭サポーターの会の活動支援	地域での子育て支援や児童虐待の予防・見守りなどの活動を促進するため、虐待防止アドバイザー研修受講生による「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動支援及び取り組みの充実を図ります。
6	子育てサークルの育成と支援	子育て中の親子が、子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域子育て支援拠点等の場の提供を行う等により、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援を促進します。
7	学校支援地域本部事業	学校・地域・家庭が一体となり、地域ぐるみでの子どもの育みを推進し、地域の教育力の向上を図るため、さまざまな活動の展開に努めます。

第5章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容及び実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は各事業の量の見込みと確保方策を提供するための区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では2区域として教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、ニーズ調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を設定します。

(1) 教育・保育の提供区域

門真市の教育・保育提供区域としては、国道 163 号を境に南北に区割りした上で 2 区域に設定します。

【 門真市における教育・保育提供区域（2 区域） 】



(２) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

	事業名	区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
2	地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
3	妊婦健康診査（妊婦健診）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
4	乳幼児全戸家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
5	養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
8	一時預かり事業	全域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
9	時間外保育事業（延長保育事業）	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
10	病児・病後児保育事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域（各小学校区）	各小学校区単位で放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うための全域で設定

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

【 新制度における幼児期の学校教育・保育の給付体系 】

《施設型給付》

…認定こども園（4 類型）、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

認定こども園 （3～5 歳）

【幼保連携型※】【幼稚園型】【保育所型】【地方裁量型】

※ 幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施します。

幼稚園 （3～5 歳）

※ 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

保育所 （0～5 歳）

※ 私立保育所については、児童福祉法第 24 条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

《地域型保育給付》

…新たに市町村の認可事業となる次の 4 つを対象とした財政支援

小規模保育

家庭的保育

事業所内保育

居宅訪問型保育

※ いずれも原則 0～2 歳

(1)「量の見込み」を算出する項目

次の１～１２の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、教育・保育提供区域（門真市においては２区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策を定めます。

【 教育・保育の量の見込みを算出する項目 】

	認定区分	対象事業		事業の対象家庭	
1	1号認定	教育標準時間認定		幼稚園 認定こども園 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	
	2号認定	保育認定	標準時間認定	認定こども園	ひとり親家庭 共働き家庭
			短時間認定	保育所	
	3号認定	保育認定	標準時間認定	認定こども園	
			短時間認定	保育所 地域型保育	

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭
2	利用者支援事業	すべての家庭
3	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
4	妊婦に対する健康診査（妊婦健診）	すべての妊婦
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭
6	養育支援訪問事業	支援が必要と判断した家庭
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	すべての家庭
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	すべての家庭
9	一時預かり事業	専業主婦（夫）家庭
10	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭
11	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭
12	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭

[illegible]

【事業概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対する幼児期の学校教育を行う事業です。

保育所は「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行う事業です。

【現 状】

幼稚園の定員は 3,465 人、保育所の定員は 1,913 人となっています。

	平成 26 年度（4 月 1 日現在）	
	幼稚園（1 号）	保育所 （2 号、3 号）
北 部	1,625 人	1,060 人
南 部	1,840 人	853 人
合 計	3,465 人	1,913 人

【今後の方向性】

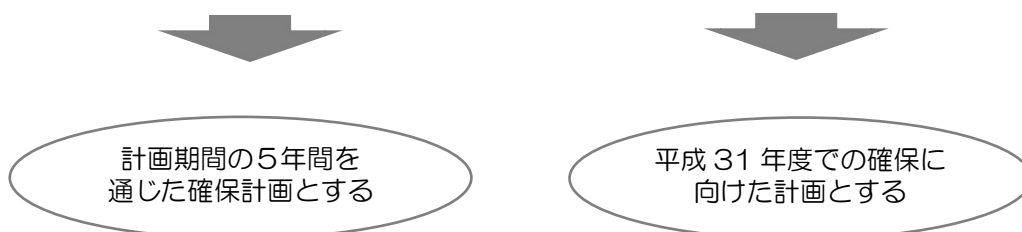
幼稚園については、利用人数の見込みを現状の実績と比較すると減少傾向にあるため、既存の幼稚園等を活用した上で確保を行います。

保育所については、0歳児～2歳児を中心に、母親の就労意向等による保育ニーズに対応するため、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を考慮しつつ、様々な施設・事業により確保を行います。また、既存施設の認定こども園への移行を促進するなど、既存施設を活用した定員拡充を行います。

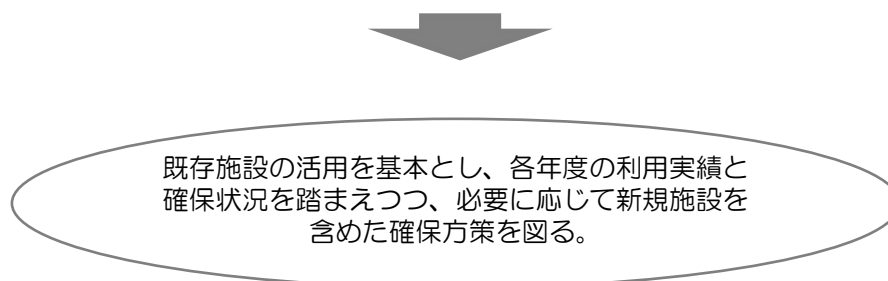
(3) 幼児期の教育・保育に係る「確保方策」

【確保にあたっての方向性】

- ①ニーズ調査を基にした計画ではあるが、大規模な制度変更が行われるとともに、今後の幼児期の教育・保育ニーズの動向も変化が予測されることから、5年間での確保を視野に入れた上で各年度ごとの計画的な確保を進める必要がある。
- ②計画策定時に想定した各施設の整備の進行状況を把握するため、毎年度での計画の進行管理を行うとともに、中間年度（平成 29 年度）には、必要に応じ見直しを行う。
- ③民間事業者（保育所・幼稚園）の移行希望も、今後の状況により変化する可能性がある。



- ①今後の少子化の進行を想定すると、新たに整備をすると供給過剰となる可能性がある。
- ②民間事業者の意向を踏まえた既存施設による整備を進め、中間年度の入所児童数の状況や整備状況を見定めたうえで、新たな参入についての検討が必要である。
- ③新規施設を開設する場合、最低2年間を要するため、計画変更する場合は 29 年度には一定の判断が必要である。



(3) 平成 27 年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【平成 27 年度】

① 北部

単位：人

				平成 27 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				423	609	537
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	172	654	452
			市外	50	11	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	488	—	—	
	提供量合計			710	665	487
過不足数				287	56	▲50

② 南部

単位：人

				平成 27 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				473	648	421
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	145	499	339
			市外	49	11	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	0	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	639	—	—	
	提供量合計			833	510	339
過不足数				360	▲138	▲82

③ 全体

単位：人

				平成 27 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				896	1, 257	958
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	317	1, 153	791
			市外	99	22	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	1, 127	—	—	
	提供量合計			1, 543	1, 175	826
過不足数				647	▲82	▲132

【平成 28 年度】

① 北部

単位：人

				平成 28 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				423	609	536
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設 （施設型給付）	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	464
			市外	49	11	0
	特定地域型保育事業 （地域型保育給付）	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 （私学助成）	上記に該当しない	368	—	—	
	提供量合計			712	683	499
過不足数				289	74	▲37

② 南部

単位：人

				平成 28 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				472	647	419
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	230	544	384
			市外	49	10	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	0	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	514	—	—	
	提供量合計			793	554	384
過不足数				321	▲93	▲35

③ 全体

単位：人

				平成 28 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				895	1, 256	955
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	525	1, 216	848
			市外	98	21	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	882	—	—	
	提供量合計			1, 505	1, 237	883
過不足数				610	▲19	▲72

【平成 29 年度】

① 北部

単位：人

				平成 29 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				423	608	535
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設 （施設型給付）	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	476
			市外	49	11	0
	特定地域型保育事業 （地域型保育給付）	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 （私学助成）	上記に該当しない	368	—	—	
	提供量合計			712	683	511
過不足数				289	75	▲24

② 南部

単位：人

				平成 29 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				470	646	419
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	230	568	394
			市外	49	10	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	13	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	514	—	—	
	提供量合計			793	578	407
過不足数				323	▲68	▲12

③ 全体

単位：人

				平成 29 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				893	1, 254	954
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	525	1, 240	870
			市外	98	21	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	48	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	882	—	—	
	提供量合計			1, 505	1, 261	918
過不足数				612	7	▲36

【平成 30 年度】

① 北部

単位：人

				平成 30 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				422	607	535
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	488
			市外	49	11	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育		—	—	35
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない		368	—	—
	提供量合計			712	683	523
過不足数				290	76	▲12

② 南部

単位：人

				平成 30 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				470	645	419
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	423	602	406
			市外	49	10	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	13	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	301	—	—	
	提供量合計			773	612	419
過不足数				303	▲33	0

③ 全体

単位：人

				平成 30 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				892	1, 252	954
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	718	1, 274	894
			市外	98	21	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	48	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	669	—	—	
	提供量合計			1, 485	1, 295	942
過不足数				593	43	▲12

【平成 31 年度】

① 北部

単位：人

				平成 31 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				422	605	534
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	295	672	499
			市外	49	11	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	35	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	368	—	—	
	提供量合計			712	683	534
過不足数				290	78	0

② 南部

単位：人

				平成 31 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				469	645	419
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	423	635	406
			市外	49	10	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	13	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	301	—	—	
	提供量合計			773	645	419
過不足数				304	0	0

③ 全体

単位：人

				平成 31 年度		
				1 号	2 号	3 号
量の見込み				891	1, 250	953
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園、 保育所、 認定 こども園	市内	718	1, 307	905
			市外	98	21	0
	特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	48	
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)	上記に該当しない	669	—	—	
	提供量合計			1, 485	1, 328	953
過不足数				594	78	0

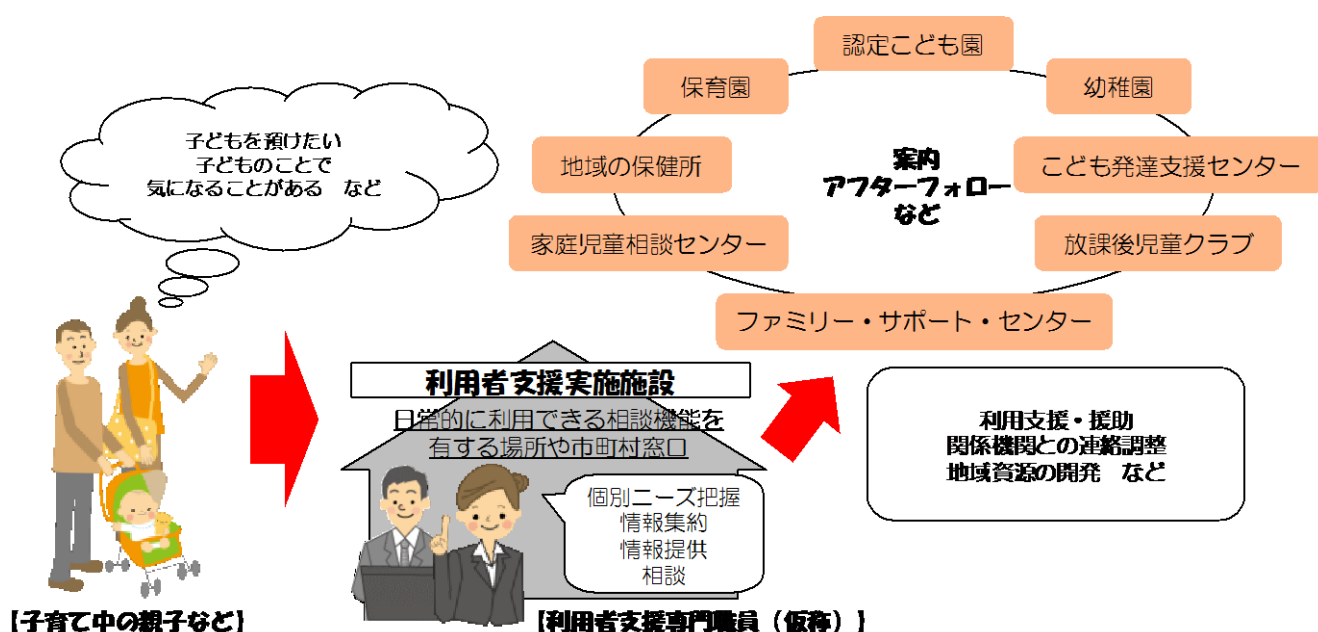
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

※現在未実施

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。



【今後の方向性】

身近な場所での利用支援を行えるよう、市役所の相談窓口や地域子育て支援拠点等に専門相談員を配置し、幼稚園・保育所等の利用をはじめ、様々な子育て支援サービスの利用に向けた支援を行います。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (実施箇所数)	2	2	2	2	2
確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

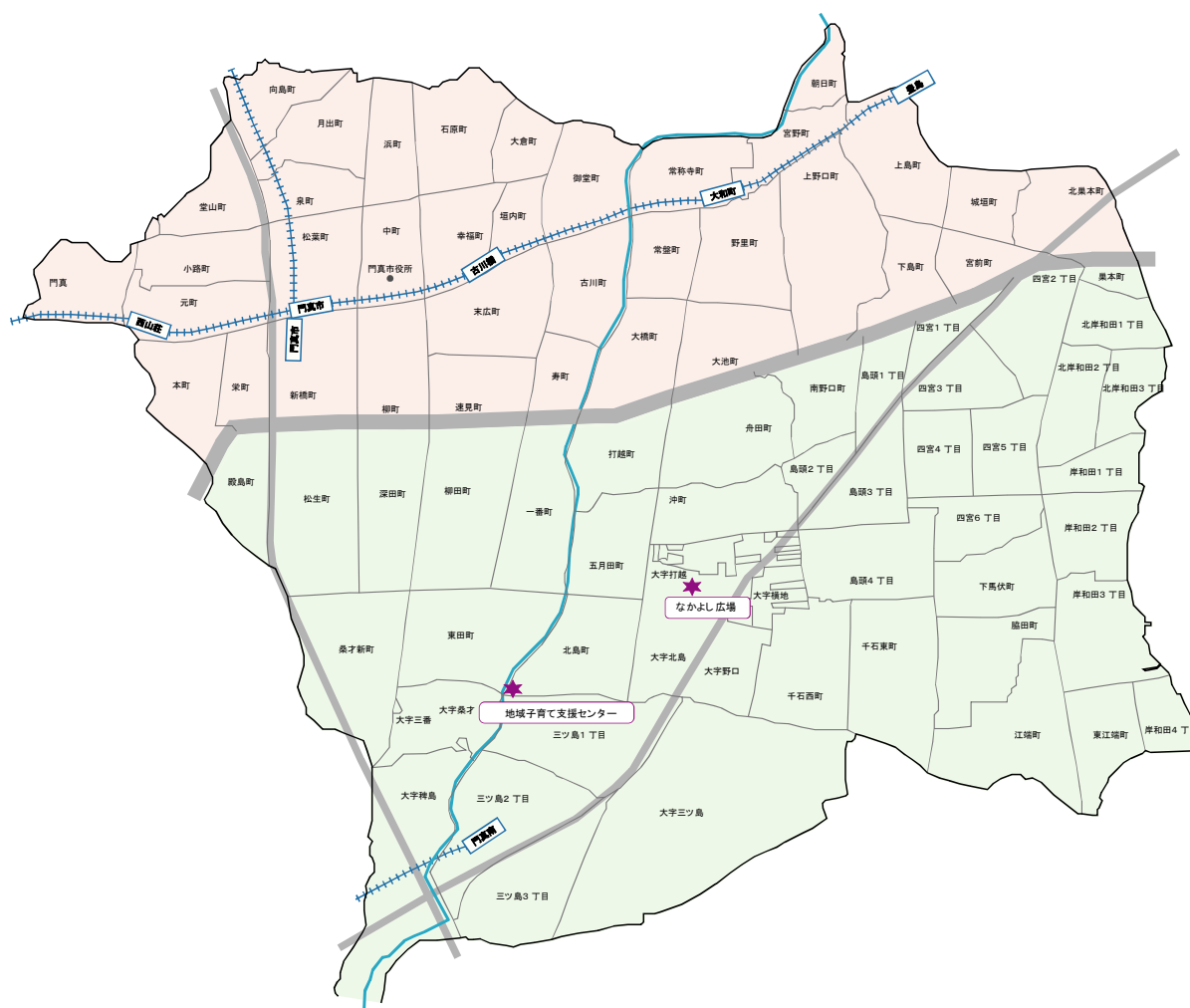
【現状】

地域子育て支援センター等を中心に乳児、幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供し、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 間 の べ 利用組数（※）	4,723 組	7,013 組	6,708 組	6,355 組	6,446 組
実 施 箇 所 数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※ 年間延べ利用組数については、概算数値

【 地域子育て支援拠点事業実施箇所 】



【今後の方向性】

○現状の実施体制を継続し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

○また、類似事業として実施している公立保育所等での地域子育て支援事業も含めて実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	9,823 人	9,311 人	9,027 人	8,792 人	8,580 人
確 保 方 策 (実施箇所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

母子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。

单位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間受診のべ人数	13,359	12,409	12,643	12,518	11,674

【今後の方向性】

子育てに不安を感じる妊婦に対し、母子手帳交付時やママパパ（妊婦）教室などの機会を通じて、早期からの保健指導により子育てへの準備を整えられるよう支援します。また、妊娠 11 週以内での届出を推奨し適切な受診機会を確保することで、母子の健康の保持及び異常の早期発見を行い、安心して出産できるよう支援します。

单位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間受診のべ人数)	12,418	12,068	11,746	11,466	11,214
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関 （大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可） 検査内容：・健康状態の把握（問診、診査など） ・検査計測 ・血液検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ●●●●●●

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援に必要な家庭に対する助言及びサービスを行う事業です。

【現状】

平成23年10月から、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として実施し、育児に対する不安や悩みの相談に応えるとともに、子育て関連情報を提供しています。

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利 用 実 人 数	460	992	936

【今後の方向性】

全ての乳児のいる家庭を訪問することを目標に育児不安などに関する相談・助言・子育て支援サービスの情報提供を継続して実施します。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み (利用実人数)	829	806	784	765	749
確 保 方 策 (実施体制)	実施体制：約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先：市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施				

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

【現状】

育児不安などにより養育支援が特に必要と認めた家庭に対し、訪問支援を実施しています。

					単位：人
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 実 人 数	3	2	2	3	6

【今後の方向性】

様々な理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者等を対象に子育て支援ヘルパーの派遣等により養育者の育児不安を軽減するなど養育支援を継続して実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (利用実人数)	6	6	6	6	6
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施体制：約 10 人 委 託 先：民間のヘルパー会社等に委託し実施				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） . . .

【事業概要】

※現在未実施

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援として、状況を鑑みながら、ショートステイ及びトワイライトステイを一体的に提供することや広域的に実施することも含め、実施を検討します。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	79	76	74	72	69
確 保 方 策 (年間のべ利用人数)	0	0	74	72	69

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

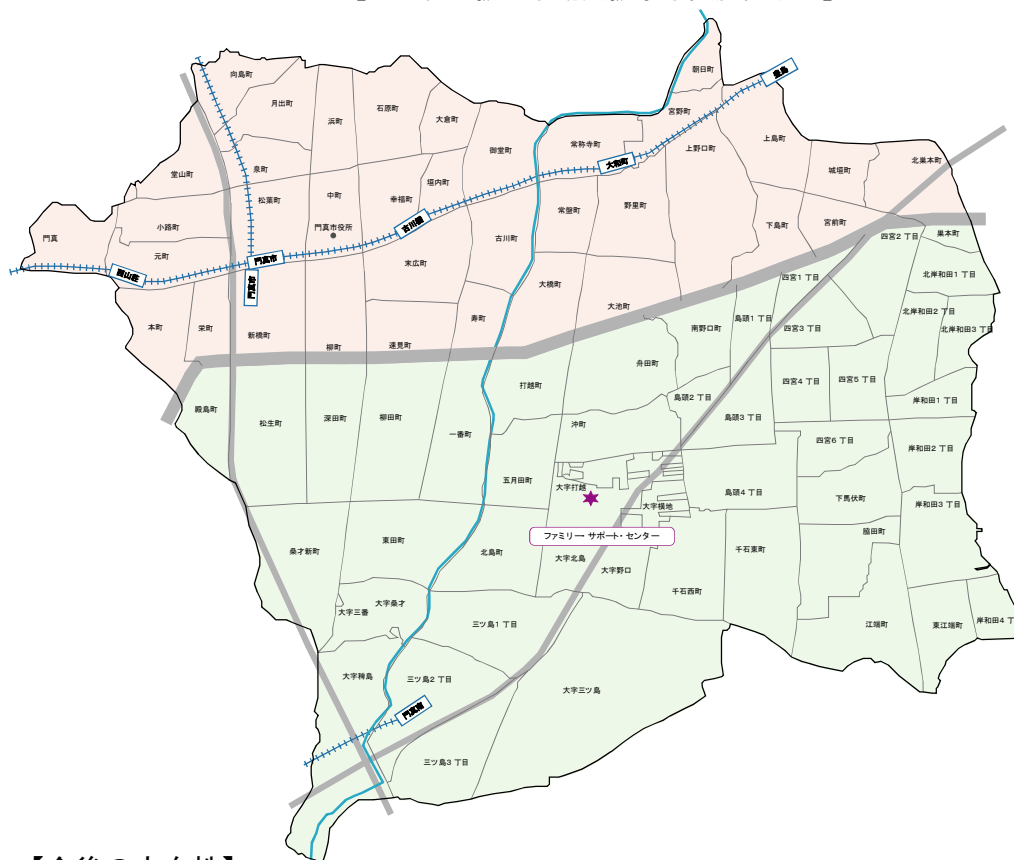
育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、有償で子どもを自宅で預かるなどの相互援助活動事業です。

【現状】

単位：人日/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間のべ利用人数	92	246	515	620	845

【 子育て援助活動支援事業実施箇所 】



【今後の方向性】

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して提供会員（協力会員）の増員を図ります。

単位：人日/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	784	754	728	698	676
確 保 方 策 (年間のべ利用人数)	784	754	728	698	676

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育・保育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

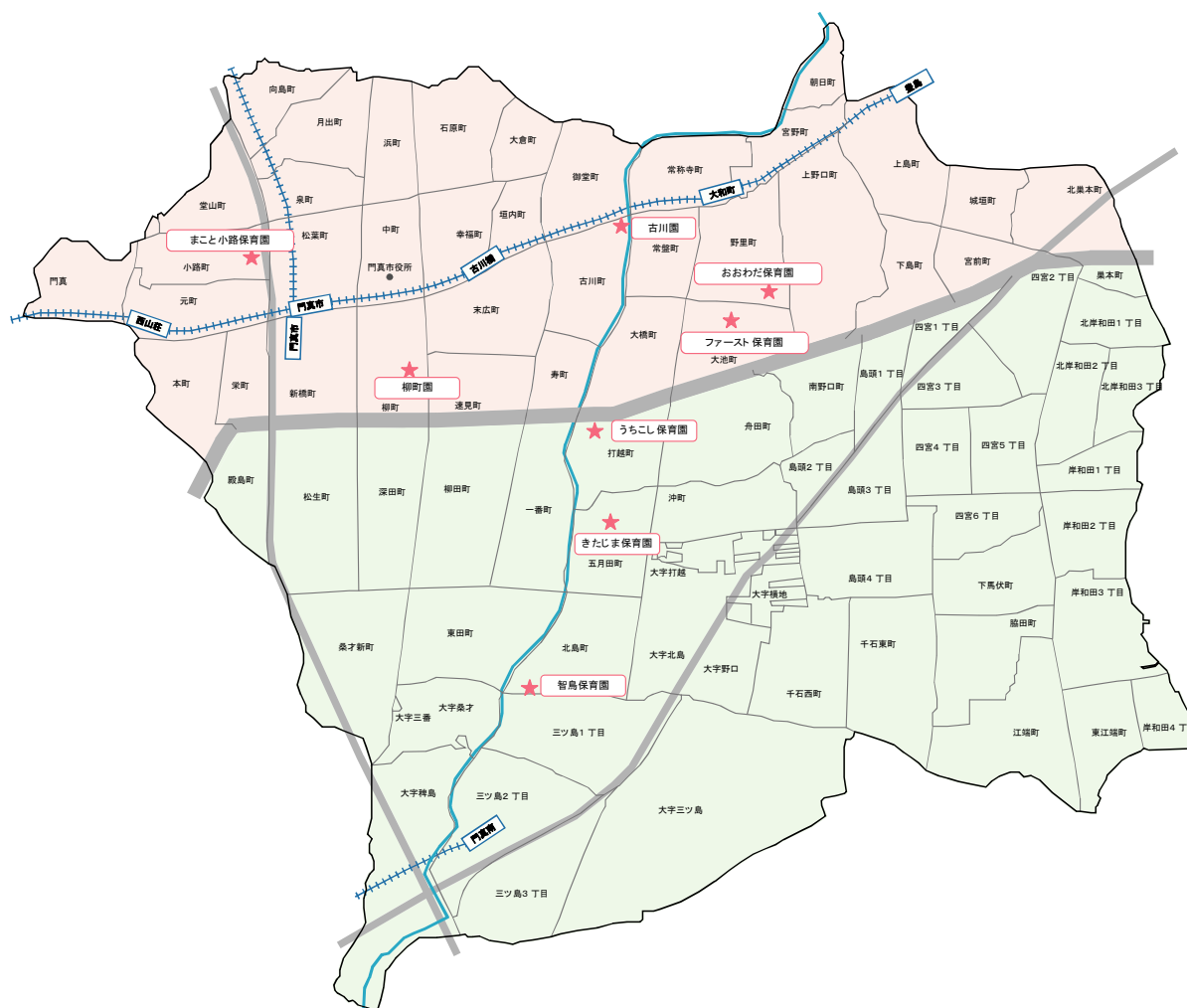
【現状】

現在、市内の8園の保育所において、一時預かりを実施しています。

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間のべ利用人数 (保 育 所)	8,950	8,407	9,189	8,496

【 一時預かり事業実施箇所 】



【今後の方向性】

実際の利用状況を見極めた上で、保育所での一時預かりや幼稚園の在園児を対象とした一時預かりなど、様々な形態に応じて事業を実施します。

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園	量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	23,837	23,389	22,573	21,918	20,780
	確 保 方 策 (年間のべ利用人数)	23,837	23,389	22,573	21,918	20,780
保育所	量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	8,880	8,566	8,286	8,057	7,749
	確 保 方 策 (年間のべ利用人数)	8,880	8,566	8,286	8,057	7,749

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

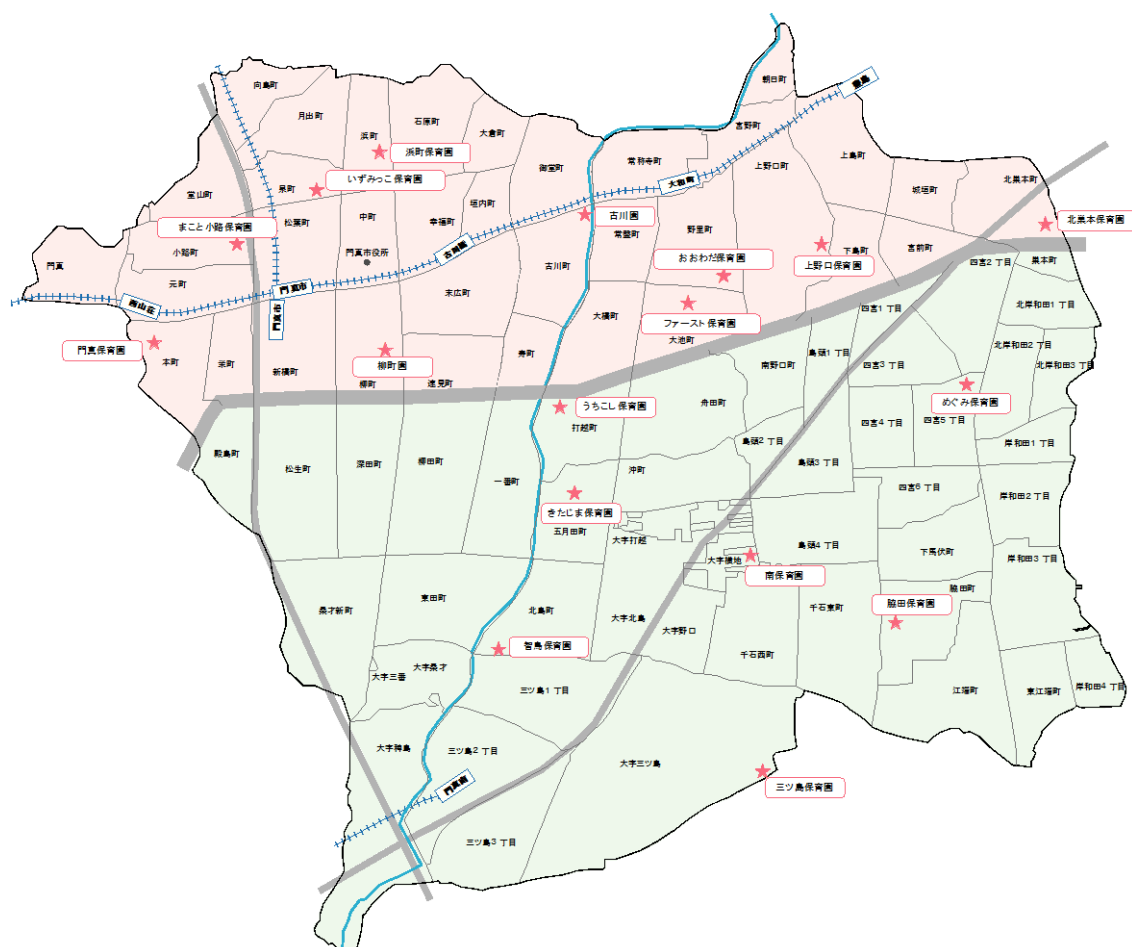
【現状】

通常保育利用者に対し、通常保育時間を超えて延長して保育を提供しています。

単位：人			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 実 人 数	732	772	743

※ 平成 23 年度より利用実人数の集計を開始

【 時間外保育事業（延長保育事業）実施箇所 】



【今後の方向性】

全ての保育所・認定こども園において時間外保育（延長保育）を行い、見込み量（実人数分）の確保に向けた取組を進めます。

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (利用実人数)	北部	310	299	290	278	266
	南部	222	215	207	204	197
	合計	532	514	497	482	463
確 保 方 策 (利用実人数)	北部	310	299	290	278	266
	南部	222	215	207	204	197
	合計	532	514	497	482	463

[illegible]

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

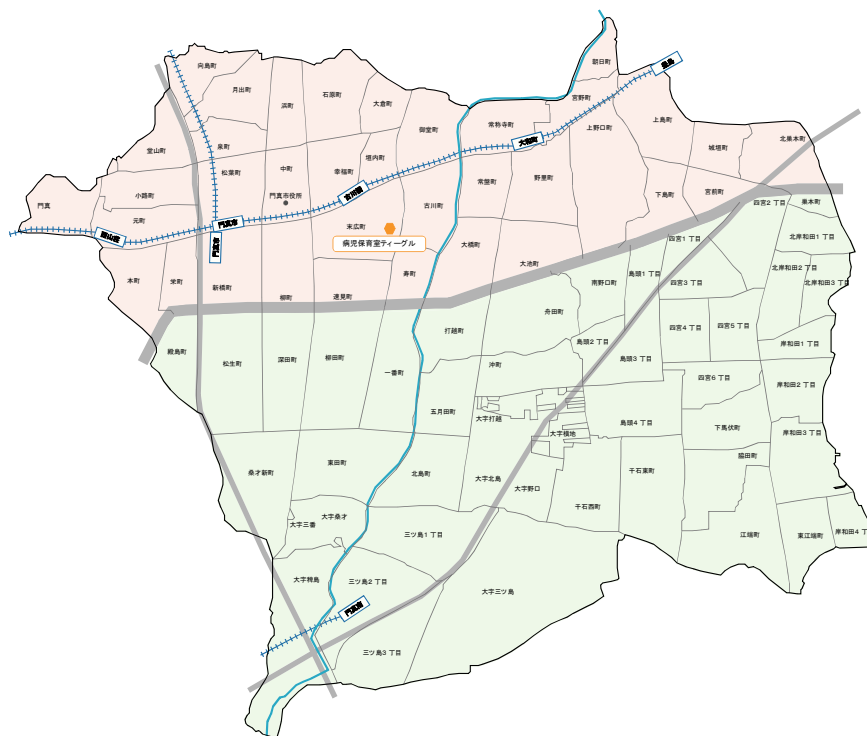
病児及び病後児対応型として実施しています。

单位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間のべ利用人数	215	467	659

※ 平成23年8月より開始

【 病児・病後児保育事業実施箇所 】



【今後の方向性】

今後、実際の利用状況を見極め、実施手法等も検討した上で実施します。

单位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み (年間のべ利用人数)	994	959	928	902	86
確 保 方 策 (提 供 量)	994	959	928	902	86

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

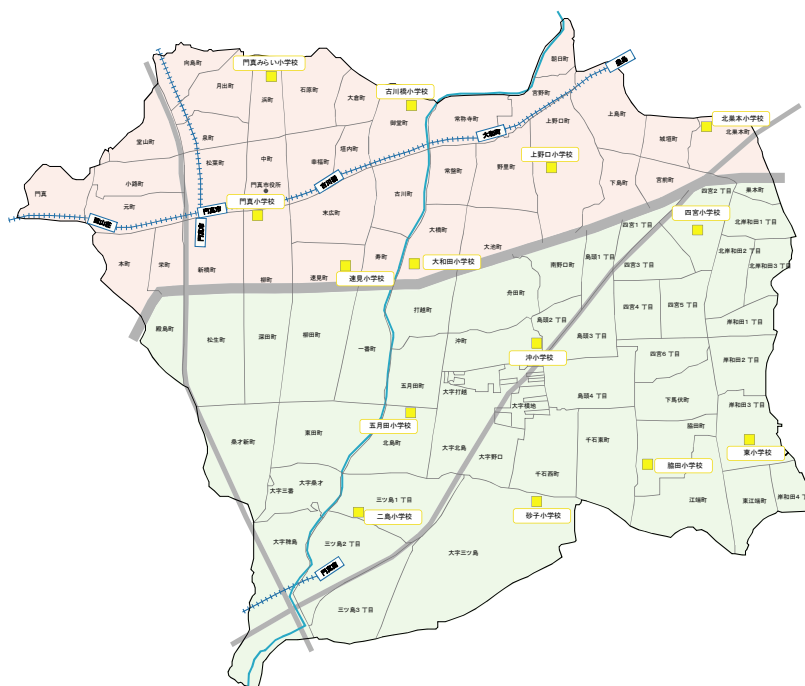
保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

市内全 14 小学校で実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登 録 児 童 数	1,260 人	1,288 人	1,295 人	1,342 人	1,350 人
ク ラ ブ 数	30 クラブ	32 クラブ	32 クラブ	32 クラブ	32 クラブ

【 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施箇所 】



【今後の方向性】

職員、利用定員、設備等についての新基準のもと、登録見込み数の確保に向け取り組みを進めます。

単位：人

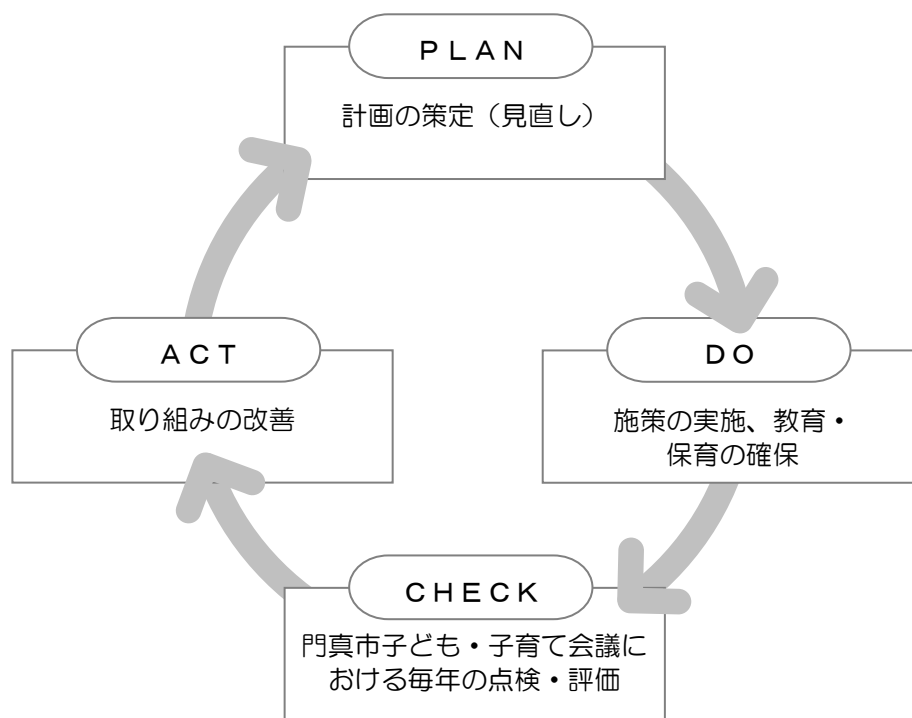
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み （ 登 録 児 童 数 ）	1,360	1,306	1,254	1,206	1,174
確 保 方 策 （ 登 録 児 童 数 ）	1,360	1,306	1,254	1,206	1,174

第 6 章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「門真市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしします。

なお、5章の「量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしします。また、計画で見込んでいる各事業の量の見込みや確保方策が実状とかけ離れた場合には、中間年度である平成29年度を目途に計画の見直しを検討します。



※PDCAサイクル
P = PLAN
(プラン) …具体的な施策など
D = DO
(ドゥ) …実行
C = CHECK
(チェック) …点検・評価
A = ACT
(アクト) …改善

2 国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携し、推進していきます。労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携として、府を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。